

國學院大學學術情報リポジトリ

「評定所御定書」と「公事訴訟取捌」：
「公事方御定書」に並ぶもう一つの幕府法：
史料篇(2)

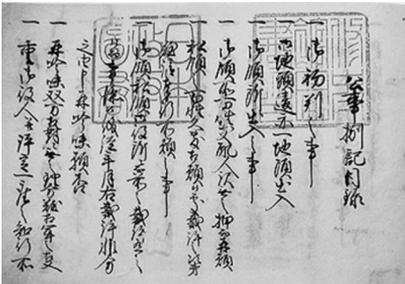
メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高塩, 博 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001143

「評定所御定書」と「公事訴訟取捌」

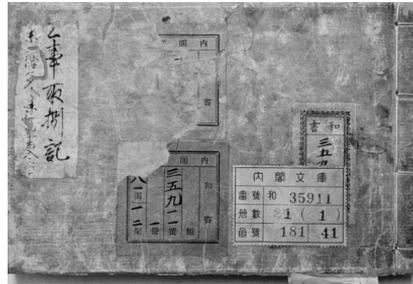
——「公事方御定書」に並ぶもう一つの幕府法——史料篇(二)

高
塩

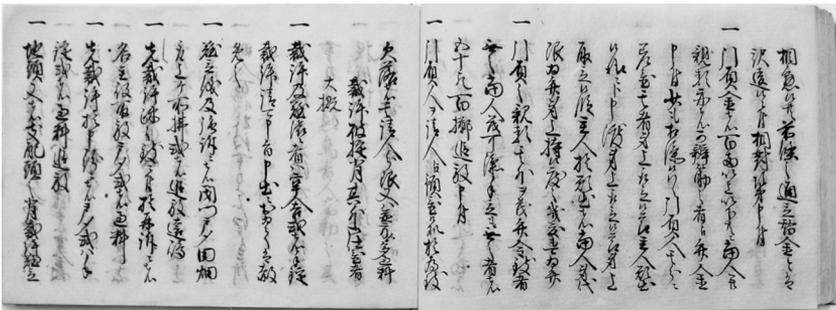
博



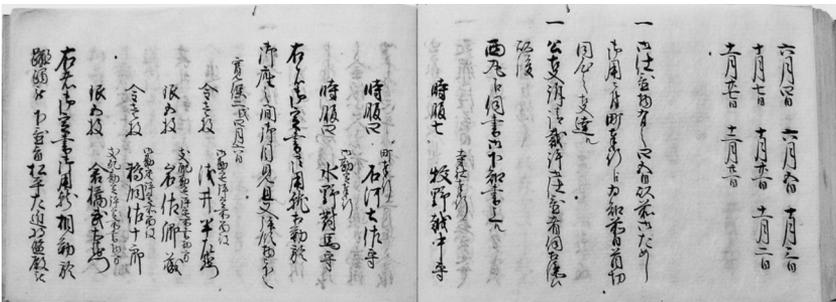
「公事取捌記」目録の冒頭



「公事取捌記」(国立公文書館蔵) 表紙



「公事取捌記」裁許破掟背其外御仕置者大概 (本文76~77頁)



「公事取捌記」前段の末尾 (本文88~89頁)

《史料翻刻》

凡例

一 本稿は、拙稿「評定所御定書」と「公事訴訟取捌」―「公事方御定書」に並ぶもう一つの幕府法―の史料として、左記を翻刻するものである。

三 「公事取捌記」一冊（国立公文書館内閣文庫蔵、山城国淀藩主稲葉正誥旧蔵本、架号一八一―四二）

一 三の「公事取捌記」は、縦二・三厘、横一八・〇厘の横帳にして、本文の墨付八五丁であり、半丁に一三行で書写する。その表題は題簽による（口絵参照）。巻首に「大淀文庫蔵書記」の蔵書印（陰刻）が捺されていて、本書が山城国淀藩（譜代、一〇万二〇〇〇石）の第七代藩主稲葉丹後守正誥まさのぶの所持本であったことが判明する。稲葉正誥は、寺社奉行（天明元年〜同七年）、大坂城代（享和二年〜同四年）、京都守護職（享和四年〜文化三年）など、幕府の要職を歴任した。本書の前段部分（六一丁）が、「公事訴訟取捌」である。「追加」以下が後段部分（二四丁）である。後段には、触書および触書を指示する老中書付など（一・四・五・七・八・十二〜十八）、評定所留役への照会（二・九）、前段の「公事訴訟取捌」に漏れた法文の補記（十・二十一）、「公事方御定書」の編纂途上の法文（十一）など、二二項目にわたる記事が収載される。後段記事中、十八の「安永末年」が最下限の年紀である。したがって、本書の成立は安永四年（一七七五）以降である。

前段の翻刻に当たっては、「公事訴訟取捌」一冊（明治大学図書館蔵公爵毛利家文庫本、架号三二二・一―一四）、および「公事訴訟取捌」（明治大学博物館蔵、架号〇〇―一四九）をもって校合を施し、左記をも参考とした。

・ 林紀昭「鏡檜文書館蔵『御定書写』―「御定書系藩刑法典の一考察」参考史料(II)―」関西学院大学『法と政治』三三巻二号、昭和五十七年

・ 橋本久「弘前藩の刑法典(七)―寛政律―」大阪経済法科大学『法学論集』一五号、昭和六十二年

・橋本久「『公事訴訟取捌』（京都大学法学部所蔵）大阪経済法科大学『法学研究所紀要』八号、昭和六十二年

・藪利和「〈資料〉公事訴訟取捌」『札幌学院法学』一二卷二号、平成八年

後段の翻刻にあたっては『御触書集成』（寛保・宝暦・明和）、『徳川禁令考』後集をもって校合した。

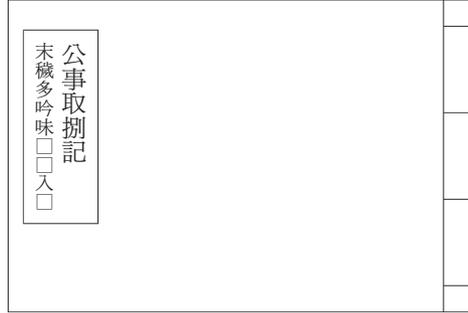
一 三の「公事訴訟取捌」は、「評定所御定書」を増補整備した幕府法である。両者の法文を比較対照しやすくするため、増補の法文と規定などに傍線を施した。また、「公事訴訟取捌」は「評定所法規集（仮称）」を参照しており、「評定所御定書」が継承しなかった十四箇条中、十箇条を復活させている。その法文には二重傍線を施した。

一 翻刻に際しては、判読に便ならしめるために原文に読点・並列点を施し、項目ごとに一行を空けた。また、校合の文字は（ ）をもって示し、虫損や破損の文字は□、判読できなかった文字は■をもって示した。

一 算用数字とゴシックの漢数字とは、編者の与えた法文番号と項目番号とである。

三 公事取捌記（国立公文書館内閣文庫蔵）

（表紙）



公事取捌記目録

- 一 御初判之事
- 一 御地頭違亦一 地頭出入
- 一 御領所出入之事
- 一 御領所百姓支配人訳無之押て再願
- 一 私領之百姓久敷相願候処裁許之次第難請奉行所願之事
- 一 御領私領御役所にて前々裁許有之候て事済候儀從年月右

裁許非分之由申再吟味願否

- 一 再吟味双方相對ニ無之理分難相聞之事
- 一 重御役人并評定一座之知行所出入之事
- 一 論所見分裁許伺帳証文之内ニ入置又古帳を以証拠ニ引事
- 一 忌中之触之事
- 一 国境之事
- 一 官庫絵図并国境之事
- 一 国郡境谷峰之事
- 一 先年之裁許絵図朽損仕直願
- 一 官庫絵図一方我方依て理運
- 一 双方証拠無之川峯谷境
- 一 死馬捨場之事
- 一 山之入会村境之論之事
- 一 内山居林之事
- 一 内山境無之事
- 一 入会方新開致事
- 一 地元方近來新開新林立事
- 一 入会之道証拠ニ不用事
- 一 入会同意之場新田願之事

- 一 草札之場田高応苺之事
- 一 入会新開割之事
- 一 新開立出等猥ニ伐荒事
- 一 秣場仮橋之事
- 一 別村ニ分候共官庫絵図郷帳次第
- 一 廻り之秣場久根通除苺之事
- 一 地元方土手築事
- 一 魚獵海川堺之事
- 一 浦役舟役并運上関東筋鯁繩之事
- 一 海堺并鮫獵之事
- 一 御朱印堺百姓困来ル事并河附寄之事
- 一 本田高川欠并御朱印地不足
- 一 給知之地先或は見取場等之事
- 一 他之地先困込事并居村前地從他村筆請新発之事(等)
- 一 地頭古新之檢地之事、木影代(後)
- 一 永小作并竿請田畑之訳出百姓年貢
- 一 水帳無之新開并私領新開新堤用水懸引并御領私領組合普(料)
- 一 請私領自分普請願之事
- 一 用水不引村并人足割合水代等之事
- 一 往来橋普請并用水論之事
- 一 新堤新田畑成用水堤重置事并用水引来証拠之事(縁起)
- 一 寺社領争論録記讓状山論境株出入
- 一 寺院後住論并古キ書物無印形事
- 一 先領主地主帳面之書物并名所字之事
- 一 地水帳書物并慥成物有之不埒証文出事
- 一 可致証拠巧ヲ以不埒書付取之事
- 一 馬繼場之事
- 一 人馬繼助合或は脇道停止直亮荷之事
- 一 商荷馬繼并無証拠馬繼場之事
- 一 脇道御朱印外雇人馬往還荷物押ル事
- 一 大坂荷物ニ京都荷物入持下飛脚屋切ほとく事
- 一 中絶之市并新市立儀停止之事
- 一 新町屋建ル事河岸場之事
- 一 三伝馬町之事
- 一 父養子シテ跡式極置又不極置事
- 一 夫死後後家外え嫁入先夫之名請不成
- 一 讓状通讓り分ル事并重煩之砌一判讓状
- 一 一家出之養子事并当人果タル借金之事

- 一 先住遺言事并相果タル当人遺状之事
 - 一 婿養子離縁并夫死後後家え養子当り
 - 一 婿養子不和并算遺跡妻離縁之事
 - 一 実子出生後父子不和家出并養仕形悪
 - 一 巧ヲ以離縁之腰押○縁組証文不取置事
 - 一 養子妨咎○妻離縁之事
 - 一 外女後妻致ス巧○懐胎女離縁之事
 - 一 妻親元え帰リ三四年居ル去状不遣夫申憤^(マヤ)
 - 一 離別状親元え参居妻否并悴死後持参金
 - 一 先夫去状を不知女と申合スル○自分卜立退女
 - 一 女房夫難添事并妻物質遣事
 - 一 去状モ不取再添○養子合女房夫嫌
 - 一 夫嫌暇取度事○久離者子引取人
 - 一 欠落有届勘当無届離別断後親欠落
 - 一 離別上同職○及出入沽券証文無事
 - 一 讓状計所持沽券無之元地主え返否
 - 一 一寺社離且出入之事
 - 一 一就心願其身一代改宗就親遺言改宗
 - 一 一祈願所心次第之事
-
- 一 離且諸訳
 - 一 女子は母之宗門不成○住職出入ニ付宗旨証文之事
 - 一 菩提所え不断宗旨印形并開基旦那之事
 - 一 一旦那印形滞○新寺卜寄附地
 - 一 一寺法え名主印形○我儘寺号引替
 - 一 一百姓助成堂地○吉田家無許神主
 - 一 一質田地之事○忌中跡祓之事
 - 一 一享保申年迄質地并元文二已迄之事
 - 一 一知行所質ニ為入用金為借并質地倍金事
 - 一 一小作滞日限○質地滞金日限之事
 - 一 一流地直小作滞○西年以来質地証文
 - 一 一名田小作証文帳面ニ無印形名主加判無名所
 - 一 一水帳違候質地○年久証文ニも享保年延有証文
 - 一 一及出入肩書アル証文○質入地他小作人之稻刈
 - 一 一名主乍知不留咎無証掘之出入地は御取上
 - 一 一年貢未進○質入致候地不請戻否
 - 一 一御朱印地質入○質地流本百姓同前年貢
 - 一 一質地年季内不返○并質小作書添
 - 一 一年季明不請返証文流地之事

- 一 質地証文定法直ニ小作是証文次第
 - 一 証文ニ年貢役高銀アル証文家質
 - 一 養子借金○先住借金
 - 一 借金并書入金○町人百姓滞金
 - 一 家質利金○白紙手形
 - 一 從寺院諸什物書入○帳ニ記アル借金
 - 一 車錢日濟錢○無尽金惣て仲間出入
 - 一 連判ニて借金○証文アリ借金敷代金敷不知
 - 一 通例借金奉公人請狀認名主加判無之家質
 - 一 借金依仕方○兩附之借金質入売狀
 - 一 奉公人出入○引負欠落者店請
 - 一 奉公人請ニ立者○裁許及難涉者
 - 一 難立儀強訴先裁許紛ス族
 - 一 先裁許疎致○再訴咎
 - 一 地頭又支配人裁許背強訴
 - 一 立会絵図久滞追放所払御仕置
 - 一 餌附之鳥追○隠鉄炮商売
 - 一 御鷹場隠鉄炮
 - 一 遊者留置名主○欠落者困置
-
- 一 奉行所之申付卜偽○每及差紙不參
 - 一 相果処押隠願出ル難立儀強訴
 - 一 代官地頭吟味之内直訴○入会之地神木伐ル
 - 一 其村之者ニなり携出訴
 - 一 重禁製(判)を致後日ニ止メ○詮議之時隱身候
 - 一 目安裏判似卜申奪取○請人人主無差別
 - 一 押縁組之儀申券(券)○御構之地ニ置追放人
 - 一 御法度宗旨出家○手負不訴五人組
 - 一 閉門之節被召出月代剃○置主不知質請人方え請ル
 - 一 割半不致質物為請○当時証人ヲ以借金方ニ立家破
 - 一 役人え賄賂差出ス○御成先直訴
 - 一 公儀御仕置ニ不及類其頭え引渡○人殺内濟
 - 一 商人仲間背法○口論場出会
 - 一 過料申付相果○新規祭仕出シ
 - 一 無下知村々人足為出○依割返サル及出入名主
 - 一 師匠弟子家業構○就重事偽申触
 - 一 以遺恨人疵付ル○偽卜乍知証人ニ立
 - 一 証文ニ不知人之名印○不濟内論所ニ立入
 - 一 無証拠之儀強訴○無取上願重て願出ル

- 一 御咎御免願は不及咎ニ○親類縁者願出ル
 - 一 惣て虚説申触○廻船ニ依積物禁之
 - 一 破船浮沈荷物○品川廻船舟小舟乗出
 - 一 人殺付重科并科有物逐電音
 - 一 欠落物不出○火附盜賊并重科
 - 一 喧嘩口論輕者致養娘候事
 - 一 寺社訴訟人○遠国者無宿
 - 一 酒狂にて人ニ疵付、付り人打擲
 - 一 牢舎申付者最初方溜え不遣
 - 一 酒狂自身疵付ル○乱氣ニ人殺咎
 - 一 重追放○改易中輕追放
 - 一 田畑取上候者○依夫之咎田地取上
 - 一 身代限取上家蔵は残ル○重科擲之
 - 一 過料身代応咎○平日之出火之咎
 - 一 火附ヲ捕来ル并訴出○男女申合相果
 - 一 隱遊女商売○何仕形可有ヲ訴出咎
 - 一 旧惡相止メ候後御仕置、付主殺親殺
 - 一 拷問○盜賊刃物にて疵何品にて疵付ルトモ
 - 一 盜物買取○并盜人捕来ル
-
- 一 金子拾候者、付落主不知否
 - 一 博奕頭取三笠附并金元
 - 一 惡事有之者捕○町方火札張
 - 一 重科人死骸○追放者構国々
 - 一 所払之訳○吟味之内手錠鎖外候者
 - 一 牢舎出拔咎○死罪者欠落奉行え出ル者
 - 一 地頭方追放強訴○重キコトニ付跡も無之儀申出者
 - 一 出家え密通之由申懸ル○押て密会之出家
 - 一 御代官と地頭背キ○并御代官背立退
 - 一 出家不似合無謂儀携申出
 - 一 親を殺たるを隱居候子○水帳隱過米取名主
 - 一 下女首縊○百姓下女密通ニ付主人兩人切殺
 - 一 主人女房え忍入○主人後家ト密通
 - 一 妻不沙汰故男女共ニ切殺○下人え無法申付ル
 - 一 預り之御林兄盜伐取○女房密夫故欠落
 - 一 主人娘誘出ス○夫有之女奉公人傍輩と密通
 - 一 煩時死セ申札藥売弘ル○辻番博奕宿
 - 一 町人帯刀奉行所え巧ム事○盜人ト知質物或売物世話スル
 - 一 橋杯之金物盜取○謀書謀判似せ金錢銀致

- 一 武家供え突当り○重科人悪党之差口
- 一 横取金を為償○武家家来町人殺
- 一 盜可致忍入侍○牢屋焼失之節欠落
- 一 好可成女悪事差口○元召仕女切殺
- 一 主人之妻母切殺○酒狂にて伯父疵付ル
- 一 女房疵付○似葉種拵へ
- 一 輕儀にても似手紙○主人女ト密通
- 一 真劔持居ル者捕ル○御構之地え立帰者
- 一 謀判見遁○盜人古主之屋鋪え忍入
- 一 組下之者博奕宿致させ宿錢分取否
- 一 博奕之宿其上打擲○追放者擯致
- 一 御家人死罪子共○浪人村え廻合力受
- 一 養父ニ不孝○密夫ト申合本夫殺女房
- 一 重科者牢死○人殺タル者頓死
- 一 無証扱之儀申募ル寺
- 一 死罪御仕置除日御誕生日
- 一 御仕置以前御ためし御用之事
- 一 公事訴訟御窺之事

一 公事訴訟取捌

1 一関八州より申出公事、御領私領共ニ勘定奉行初判、関八州之外御領分は右同断、但、大岡越前守支配之分は、越前守初判出之、

2 一関八州之外私領分、寺社奉行初判、尤関八州之内并寺社奉行之分は右同断、

3 一五畿内・近江・丹波・播磨は、京・大坂町奉行え訴出、但、右之国々方餘国え懸候出入は、寺社奉行方初判、

4 一町奉行支配之町々出入は勿論、江戸之内寺社奉行支配之者方町奉行支配之者え懸り候出入、亦是御勘定奉行初判出候江戸町端近在々方、江戸之ものえ懸り候出入ともニ、一座裏判不及出、双方之家主・名主・組頭・五人組立会、来幾日迄ニ可濟出、於不相濟は幾日可出旨、其筋之役所押切裏書出之、其上ニて評定所え出ス、

5 一地頭違亦は一地(頭)之百姓出入、両様共ニ地頭方断有之上ニて取上ル、且一地頭之取捌ニて可相濟儀ニ候ハ、其趣地頭え申談、其上ニて不相濟候は取上之、

6 一御領所之百姓出入、其所之支配(人)添状出無之は、不取上之、

一御領所之百姓、其所之支配添状出無之は不取上之、
(※編者注、前条と重複)

7 一御領所之百姓、其所之支配人え何之訳も無之押置候歟、或は裁許之次第難請、再応願候ても取上無之、奉行所え訴出、支配人存違候趣相聞候ハ、支配人え奉行申談宜取計、其上ニても訴訟人得心不致候ハ、奉行所ニて裁許申付、

8 一私領之百姓、地頭え願出候時、久鋪不取上、或は裁許之次第難請、再応願候ても取上無之、奉行所え於訴出、右同断、

9 一奉行所諸役所并於私領、前々裁許有之候て事濟候儀、經年月、右裁許非分之由ニて再応吟味願出候共取上無之、然共、訴訟方慥成証拠有之、相手方ニは証拠無之、先裁許必定過失ト相見へ候ハ、伺之上詮議ニ可取掛、若双方証拠有之は、再吟味之願(無)取上、但、相手方不尋シテ不叶儀も候ハ、其所之支配人或は地頭え一通り相尋、猥(ニ)相手不可召呼、

10 一再吟味^(之)願理分ニ開候共、双方対決之上ならて利分^(理)

難相決、亦檢使不遣候ては不明之儀は、慥成証拠無^(之)

之故ニ候条、再吟味無取上、(右は)惣て訴訟人之依願
再吟味之事ニて、於奉行(所)評議之上、前々裁許改候
儀は格別也、

11 重御役人并評定一座、知行(所)之出入は、窺之上裁許
申付、但、大目付以上成り、質地借金公事は、定法依
有之不及窺、

12 一論所見分裁許、伺帳(ニ)証文之内ニ文言、又は古帳面
を以証拠ニ引候其事書員數或は古繪図面ニて極候儀
は、右繪図入用之取計小繪図ニ注之、見分繪図ニも白
紙附紙之肩に訴訟方相手方^(所)扨と夫々之題号書注ス、
13 一忌中之時、立会内寄合出座之儀は、父母之外忌中は、
譬廿日忌中は七日立候得は出座之事、

二 国境郡境論

1 一 国郡境ニ河附寄之例不用之、
2 一 国郡境は、官庫之繪図或は水帳次第、
3 一 官庫之繪図ニ、国郡境之山ヲ以双方より書載之、双方

共ニ外に証拠無之ニおゐては、論所之中央可為境、

4 一 国郡境、峰通り^(野)谷合見通可為(境)、

5 一 官庫之繪図ニ論所半分雖載之、一方全載之、外ニ証拠
於有之ハ、勿論全載方可為理運、

6 一 国郡境山論水分之儀、峰通限さかいたり、

7 一 先年之裁許繪図朽損し、仕直度由於訴ニは、相手之繪
図相渡可為写、訴状裏書一座令印形造之、何之裁許書
ニても右同断、

三 山之入会村境論

1 一 双方証拠於無之は、大道筋或は川之中央、又は峯通谷
間見通、水帳次第古田畑等ヲ為境ト、^(合)
2 一 死馬捨場等、村境之不及沙汰、近村可為入会、
3 一 内山居林等之儀は、地元之外入会禁之、
4 一 内山境雖無之、地元之古畑等於有之は、為内山ト、
5 一 入会より数十年新開致といへとも、地元^(荒)後訴ニおい
ては不及承之、年貢は地元之村え入会^(荒)可為納之、
6 一 地元たりといふとも、近来之新開新林等は、可為荒
之、

- 7 一入会場之道雖多ト、敢て入会之証拠に不用之、
- 8 一入会同意之茅野等、地主不得心之上は、外方新田ニ等願候共、無謂外(名田)ハ不免之、
- 12 一他之入会場え紛入取ニおるては、過料、
- (※編者注、本条は本来、第11条の次に配列されるべきか)
- 9 一入会ニて無之草札等之場は、田高二応苅之、
- 10 一入会之野、新開發等は、高に應割之、
- 11 一新開為立出共、理不尽ニ於伐荒は、過料、
- 13 一秣場え之仮橋、他之往還禁(米)之、
- 14 一別村に分たるといふとも、官庫之絵図郷帳次第、
- 15 一畑廻り之秣場は、畑圃久根中央方内外壹尺五寸宛、都合三尺除之秣苅之、
- 16 一地元方土手築之由雖新古争と、入会之場之障於有之(無)は、有来通差置、尤重て新規之儀禁之、
- 四 魚獵海川境論**
- 1 一川は附寄次第、随流中央境たり、
- 2 一川向に有来ル地面は、任先規、飛地ニ可進退之、
- 3 一魚獵并藻草、中央限取之、
- 4 一藻草に役錢無之、獵場之差別無之は、地先次第取之、
- 藻ニ於障は、新規之魚獵禁之、
- 5 一御菜鮎并運上於納之は、川通他邑前之無指別(差)、入会鮎獵致之、無役之村は村前可限之、
- 6 一魚獵入会場、国境之無差別取之、
- 7 一藻草(魚)、浜獵(場)ニ於障(は)禁之、
- 8 一磯獵は地付根付次第、沖は入会、
- 9 一小獵は近浦之任例、沖獵於願ニは新規ニ免之、
- 10 一浦役永於有之は、他村前之浦魚獵主(マ)なりといふとも、入会例多、
- 11 一浦役(永)於無之は、居村前之浦たりとも魚獵禁之、
- 12 一船役永は、沖獵或は荷船可為繫役、
- 13 一海境之分木は、二本建ル例多シ、一本は可為浜境、壹本ハ網干場之境、
- 14 一運上船之改は、磯方沖え凡壹里程限之、
- 15 一関東筋鯁繩、諸獵妨ニ付停止之、
- 16 一壹本釣之針ニて鯁釣候事ハ禁之外たり、
- 17 一鯁獵は、十四五町之内限へし、
- 18 一入海は兩頬之中央限之、村並(は)村境可為見通、

五 田畑禁論(卷)

1 御朱印境之内、数年百姓(開)困来候田畑并家居等、有来通たるへし、年貢は任旧例、越石等は其寺社領え取納、夫方越石之地頭え納之、

2 一河附寄之事、大水にて自然ト川瀬違、高外新田地亦是見取場・小物成(場)・秣場・河原・埜原等之無高之地所は、附寄次第也、然共、川除等之仕方ニ依て分ケ、手段を以川筋為違候類は、附寄之例ヲ不用儀も有之事候、因茲新堤築出シ、其村之次第に任せ、川中え仕出シ候事禁製(制)たり、勿論高之内三分、附寄之不及沙汰、川向之附寄地ヲ飛地ニ進退申付定法也、

3 一本田高之川欠は、附寄不及沙汰(マヤ)、地先(を)限り河向之附寄地ヲ欠地反別ニ応、飛地之積渡之、
4 一御朱印地畝歩不足之類は、数多依有之、訴訟取上之ざる事、

5 一檢地之地先見取場等、地頭方附寄たるといふとも、証拠無ニおゐては、公儀(地頭)へ取上之年貢は、御蔵え入たるへし、

6 一他之地先ヲ困込ニおゐては、為返之、仕方不埒におい

ては不納之年貢為取之、

7 一居村之地内村前等ニ、他村より竿請之新発有之、共雖(共)為(新発)之地先、於為居村之地内は不立之、新発之外綺事禁之、

8 一先之地頭之除地は、当地頭之可為心次第、
9 一双方為持地、於証拠無之は、公儀え取上之、村中又は名主え預ル、
10 一木薪(除)は、双方立会伐之、

11 一永小作并数拾年預来ル地面は、無謂取上之事禁之、但、式拾年来ヲ(永)小作ト云、
12 一竿請之田畑ヲ於切崩は、手錠(鎖)或は過料、

13 一出作百姓年貢高役等、内証相対は格別、村並本百姓同様、高割可勤之事通例、
14 一水帳(開)ニも不載書新田場、永水行之障ニ於成ニは、困取(マヤ)、
弘可為流作場、

六 堤井堰用水論

1 一私領にて新田新堤取立事、双方地頭対談(相対)之儀ニ付、障無之様に可申合旨申談、願不取上子細有之、難濟儀格

別、

- 2 一用水懸引井路之儀、川中え井堰を立、水引分候処、堰之依仕方、河下之井水不足ニも不相構、手前任勝手（宜様ニのミ）仕候故、及淨論（争）、或は両頬井口有之場所、片頬之井口附替ル時、双方不申合、一方之任自由仕替候故、及出訴候類有之、右躰之儀は双方致対談、致普請候節立会、無障様ニ可致、若滞儀有之歟、不法之事有之は、其節方十二ヶ月ヲ限於訴之は、裁許有之、期右月ヲ（過）於出訴は取上之事なし、
- 3 一御領（料）私領組合普請、私領分計自普請ニ於願は御免、
- 4 一当時用水雖不引と、古来方之組合離儀禁之、
- 5 一往還之橋普請、組合新規ニ申付例有之、
- 6 一用水人足諸色組合惣卜割合之、
- 7 一用水は、田反別多少ニ応、可為割合、水門之寸尺を定、
- 8 一一領之時、水代雖不出之、於他領（ニ）分は、新規出之、
- 9 一用水論は容易不取上之、双方之役人立会、無障様（滞）為濟之、但、十二ヶ月ヲ過、於訴出は不及沙汰、

10 一新堤新田、双方役人立会、於無障は取上之、

11 一畑成、用水於有障は禁之、

12 一堤重置、障有之ニおゐてハ禁之、

13 一用水引来証拠無之（といへ共）、障無之、溜井廻りには其村之田畑（地）取廻有之、地内水有之上は、田高（元々）ニ応シ新規ニも用水引之、

七 証拠証跡用不用

- 1 一 寺社領淨論（争）、縁記（起）ニ以讓狀申出ル時、御朱印之面、寺社領縁記（起）之通ト有之歟、或は縁記讓狀御国絵図ニ名所致府合（符）、書面疑敷無之は取用ル、
- 2 一 山論境目株場出入并田畑論、先奉行裁断之書付・古水帳、且古来御代官所之時裁許書付、或は地頭捌置候書付差出シ、御国絵図府合候歟、亦是地所無相違候得は取用之、
- 3 一 寺院後住淨論（争）、先住遺状（并讓狀）槌成書物は取用、又百姓町人家督出入は、讓狀正敷書物は用之、
- 4 一 惣て古キ書物、印形無之候ても槌成書付ニて水帳又は地面府合候書面、且扱証文・山手証文・名寄帳印形有

之、年貢等納方相違無之ハ用之、

5 一先領主地主(通)之帳面書物、其外古來之書付、印形雖無之、於槌成ニは取用之、

6 一名所之字名無之証拠は、不用之、

7 一地之水帳書物等、論所之証拠と偽、字等書替におゐては、死罪或は遠島、

8 一槌成書物等有之所ニ、不埒成証文取之、証拠ニ於差出ニは、戸或は所払、

9 一証拠ニ可致巧を以、不埒之書付等取之、於指出は戸或、或は名主庄屋之役儀取放、

八 馬繼河岸場市場論

1 一馬繼場、国絵図可為次第、

2 一人馬相對ニテ助合來候ハ、公儀(後)之外ニも不差滯可勤之、

3 一人馬繼之場所は寄、人馬雖出之、私之人馬繼禁之、但、馬繼場之相對ハ格別なり、

4 一人馬繼、往還之外猥(三)脇道通路は停止之、

5 一諸荷物直売、以手馬附通ル分ハ、雖本海道タリト無構

可通之、脇道往還は勿論之、

6 一人人え売渡候(證)荷物、手馬ニテ馬繼(場を)附通事禁之、

7 一双方無証拠之馬繼場は、双方月代り馬繼可致候、

8 一脇道之分は、旅人勝手次第可為致馬繼、

9 一脇道において御朱印之外、繼人馬不足之分は可及其斷、

10 一往還之荷物、理不尽ニ於差置は、過料、

11 一大坂之荷物ニ京都之荷物入持下り、京都飛脚屋及難儀ニ由ニテ、於道中理無(不)尽ニ右荷物切ほとき候ハ、右例之獄門、

12 一中絶之市、障有之ニおゐてハ禁之、

13 一私(三)新市立候事、停止之、但シ障無之におゐては、免之、

14 一市場近所え無届ケ新町屋停止之、

15 一河岸場は川岸帳次第、

16 一市場は村境次第、

17 一河岸帳ニ不載分は、地頭并村用之荷物之外運送停止之、

18 二三伝馬町方鞍判不受之、江戸にて駄賃之稼禁之、

九 跡式養子離別後任并引取人

- 1 父致養子、跡式於極置ニは、為実子共跡式不継之、
- 2 父跡式於不究置は、血筋近キ者相続之、
- 3 夫死後、後家儀外ニ於縁付は、先夫之名請差綺可申様無之、筋目之者可相続之、
- 4 一遺状之通家屋敷讓分候ても、跡式致断絶、或は母(ハ)妻(妻)ニて外え嫁入セ、親類申出といふとも、悴無之相果候ものは、家財ハ母之心為次第之上は、遺状之通母えも跡式分之、
- 5 一重煩(種)之砌、一判之讓状不(取)用之、
- 6 一跡式相続之惣領を差置、外之悴え跡式可(讓)統との遺状は、不法なり、雖然遺状慥成ニおゐてハ、有金家督悴七分、外之悴三分、家財田畑(等)は家督悴可致相続之、
- 7 一致家出、養父死後立帰候養子は、跡式相続難成、
- 8 一当人相果、借金有之跡式は、親類之内におゐて望無之は、借金方え家財分散たるへき古例、
- 9 一先住後住遺言有之所、外出家後住(ニ)可居旨雖申之、且方可差綺謂無之法式、不及沙汰ニ、
- 10 一当人相果、跡式之儀遺状も無之、親類等不埒之儀於訴論ニは、
- 公儀え跡式取上之、
- 11 一婿養子離縁之上は、出生之男子ハ夫之方え可引取、引出物ハ相互ニ為返之、
- 12 一夫死後、後家え養子之当雖悪敷、於不慥は、後家心之儘ニ外え(可)讓分筋無之、
- 13 一婿養子父子不和ニて、実父方え立帰罷在、去状不遣指置、妻ヲ可引取旨雖申之、無謂ニ付不及裁許、
- 14 一智遺跡、妻養子之氣ニ不入、離縁之上は、持参金不及裁断、養子之諸道具、去状遣候上ニて可為返之、
- 15 一実子出生以後、父子不和ニて、養子之儀(致)家出といふとも、(父)不埒ニ付、養子可為引取之、
- 16 一養子仕形悪敷儀(由ニテ)、(養子仕方)穩便無之、実父方え於帰は、持参金相對は格別、不裁断及、
- 17 一自分之悴養子ニ可致巧ヲ以、離縁之於腰押致は、追放、

- 18 一 智養子雖為不縁、縁組証文も不取置、智養子^方離別状も不取替、剩双方外え片付候上及訴論類は、不埒之仕形ニ付、持參金公儀え取上之、
- 19 一 養子(を)妨候もの、品ニ^方牢舎古例、
- 20 一 妻之諸道具・持參金相返候上は、離別之儀、夫之可為心次第、
- 21 一 外之女ヲ後妻ニ可致巧ヲ以離別は、右之女妻ニ為致候儀(は)勿論、出入共ニ差留ル、
- 22 一 懐胎候共、離縁之儀は夫之心次第也、出産之上男子は、夫方え引取、女子は妻方え可差置、
- 23 一 妻之儀親元え帰り居、三四年過、夫於訴出は、願後難立、併去状不取置、不埒ニ付、一応夫方え為呼戻候之上、離別状可為渡、
- 24 一 離別状雖不遣、夫方^方三ヶ年以來於不致通路は、外え嫁入候共、先夫之申分難立、
- 25 一 離別之証拠無之、女房親元え參居、雖相果、諸道具・持參金^(ト)田畑不及返ニ、夫之心次第、
- 26 一 悴相果候故、娘^(娘)ヲ指戻類は、持參金不及沙汰、諸道具
- 27 一 先夫之離別之事、慥ニ不承届、去状も無之、親之不及(致)得心、女ト申合、理無^(不)尽ニ(外え)於引取は、重き過料、亦士は品ニより追放、
- 28 一 右之女離別候共、為自分立退、親えも不為致得心家出、離別状も(不)指越^(ト)ヲ内、外男ヲ持におゐては、髮剃、親ニ渡、以後は(外へ)片付候事は親之心次第、不儀之男之方えは通路も留之、
- 29 (一) 右不埒之取持人は、過料、
- 30 一 女戻も不致得心、衣類(等)於質物ニ遣は、不縁之儀は、妻之親之心次第、
- 31 一 女房夫ニ難添子細相立、於家出致、女之親元え諸道具為返之、
- 32 一 去状不取遣^(替)上は、又添之儀不裁断及、
- 33 一 養子合(之)女房、夫ヲ嫌、致家出、比丘尼寺え欠入、比丘尼三年相勤、暇出候旨於訴出、実父方え為引取古例、
- 34 一 夫ヲ嫌、髮切候て成共、暇取度と申女房、又は夫え申懸致候類ハ、比丘尼ニ成し縁為切古例、

35 一 久離帳(三)雖附置と、久離被致候者之子共、引取人於有之(無)は、久離之無差別、親(類)え預ル、

36 一 欠落之届雖致置、勘当之届無之、外え可引渡者於無之は引渡、

37 一 離別之事断請、女之親致欠落、引取人無之ニおゐては溜え預ル、

38 一 離別之上ニて同(町ニて)商売於致は、養父え対(一)不遠慮ニ付、養子所ヲ為立退、

39 一 及出入、沽券証文於無之は、家屋敷公儀え取上之、

40 一 譲り証文計致所持、沽券不(致)所持、元地主(雖)為願と、元金為指出、(讓)証文と引替之上、家屋敷元地主え返之、

十 寺社并離旦出入

1 一 神事仏事其外不依何事、新規之儀停止、無扨儀は奉行所亦是地頭え相達、任差函

2 一 無謂離旦は、不為致之、

3 一 一旦那寺ニ不似合無慈悲成仕形ニ付、離旦致は、不及帰

且之沙汰、

4 一 心願有之、其身一代於(致)改宗ハ免之、

5 一 父之遺言有之、於改宗致ハ、心次第、

6 一 祈願所は、帰依次第也、

8 一 離旦之証文、押て於印形取ニは、所払、其品ニより、輕キは戸(ハ)、

9 一 女子は母之宗門ニ成候例無之、女子ハ夫之宗旨ニ成候定例、

10 一 住職出入雖有之、宗旨証文(印形)可指延謂無之、寺附之以印形、証文可為差出古例、

7 一 離旦之上石塔迄引取候様(所)、難過(年数)於申出ニは、帰旦之不及沙汰、

(※編者注、右の法文は本来、第6条の次に配置されるべきか)

11 一 前菩提所え不断、宗旨証文於印形致ニは、戸(ハ)、

12 一 開基檀那は、過去帳次第、

13 一 後住之儀、開基檀(那)は格別、且那(ハ)不可差綺(為)、

14 一 一旦那ヲ疑、宗旨印形於指滯は、逼塞、

15 一 新寺地致寄附は、地面

公儀え取上之、其所之名主・組頭、戸(ハ)、

16 一 寺法^(を)え差綺、本寺之触書、名主印形ヲ以、門下え於相触は、役儀取放、戸^ス、

17 一 我儘ニ寺号於引替ルは、戸^ス、^(寺)

18 一 前菩提所^(を)之挨拶も不承届、於為致剃髮は、其地院逼塞、

19 一 墓所^(を)も無之一村之助成ニて相続之号^(堂地ハ寺号) 堂停止之、

20 一 吉田家之許状も於無之ハ、神主ニ不立、然共、其品ニより社役は免之、可為相勤、

21 一 忌中ニ從祈願所跡被不致法も無之、

十一 質田畑論^(質)

1 一 拾年季ヲ越候は永年季之質地并名主加判無之^(ハ)勿論、名主置候質地は、相名主組頭等之加判^(無之ハ)、

無取上、是ハ名^(主)加判^(無)之、百姓相對ニて倍金或は永代売頼納売等に准候不法之質地致取引候ニ付、從

前^(々)停止之、

2 一 享保元申年迄拾年過^(ハ)質地^(出入)は、取上有之候得

共、享保元申年^(ハ)元文二巳年迄年数貳拾^(ハ)年餘相立、手入^(等)致候得は、年数経候ては、質地取候もの及迷

惑、其上前々^(ハ)右之類、拾^(ハ)ヶ年以前之分取上無之^(ニ)付、元文二巳二月^(ハ)年季明拾^(ハ)ヶ^(年)過訴出候質地、并

金子有合次第可請返旨、証文ニ書入候質地は、質入^(之)

年^(ハ)拾^(ハ)ヶ年過於訴出は、無取上、右両様拾^(ハ)ヶ年之内は、裁許有之、拾^(ハ)ヶ年過候分は、無取上、金主進退た

り、

3 一 知行之田畑、質地ニ為入、地頭用金為借出候事停止之、

4 一 質地倍金手形之分は、取上無之、

5 一 小作滞、日限ニても不相濟候は、小作人身代限り、諸道具不残為相渡、田畑は小作金之多少ニ応、年数^(を)

限り金主方え為渡、年数過、小作人え為返之、但、小作人所持之田畑質地に入置候ハ、田畑不持^(ハ)候者^(ハ)之同列、^(前)諸道具不残為相渡、家屋敷は不相渡、

6 質地滞^(米)金日限

一 米五石以下は 三十日限

一 金五兩^(ハ)拾兩迄 六十日限

一 米拾石^(ハ)五拾石迄 百日限

一 金拾兩^(ハ)五拾兩迄 二百五十日限

一 米五拾石^(ハ)百石迄 二百五十日限

一 金五拾兩^(ハ)百兩迄 二百五十日限

- 一 米百石ろ式百石迄
金百兩ろ式百兩迄
十ヶ月限
- 一 一米式百石以上
十三ヶ月限
- 7 一流地直小作滞、棄捐可申付、但、別小作滞は、如通例
日限可申付、
- 8 一酉年以來質地証文不互、借金ニ准候之分は、別小作滞
りも准借金、小作人濟方申付也、
- 9 一名田小作は、証文亦是帳面ニ印形無之は、地主不念ニ
付不取上之、
- 10 一名主加判亦是名所無之証文は、不取上、質地(置)ノ主名主
之(之)時は、組頭加判無之は無取上、但、酉年以來之借
金(ニ)准、本証文無取上分ハ、小作滞も無取上、
- 11 一水帳ニ相違之質地証文、不取用、借金に准、
- 12 一年久敷証文ニても、享保年中之年延添証文於有之は、
定式之質地濟方申付なり、
- 13 一及出入、肩書出入ニおいては、手錠(鑰)、
- 14 一質入地或は他之小作地之稻、理無尽(不)ニ刈取、亦是作付
ヲ於致手入ハ、戸メ或は過料、
- 15 一名主証文等乍存、於不差留ハ咎之、
- 16 一無証摺不埒之以証文、於及出入は、地面
- 公儀え取上、
- 17 一宛所無之証文は、不取用、年号無之も同断、
- 18 一年貢未進於有之は、田畑質入雖致取上之、売払以代
金、地頭(方)え年貢未進皆濟、殘金有之におゐては、
金主え割賦之、
- 19 一質地年季之内不請返候ハ、致流地候段、証文ニ有之質
地(ハ)、証文(ノ)之通申付、但、期月ニ至、前廉ニ訴出候
ハ、可為請返之、
- 20 一質地年季之内は、年貢諸役双方相對之上、極置候通為
勤、流地ニ相成候節、本百姓之並(ニ)可勤之通例、
- 21 一御朱印地之田畑、質ニ取候事、停止之、
(※編者注、前条と本条は、配列が転倒か)
- 22 一質地年季之内請戻之儀は、地主訴出候共、相對は格
別、年季之内は無取上、
- 23 一質地証文ニ小作之儀書加有之は、書入借金ニ准候得
共、一紙(ニ)認候迄之儀ニて、不埒無之候間、元文三
午年方質地ニ相立、裁許有之、
- 24 一証文は、年季明不受戻候ハ、永(ク)金主可致支配と文
言ニ有之は、流地ニ可致と申文言と同意ニ付、可為流

地、

25 一 質地証文、定法之文言ニ候ハ、小作証文は残地等之

不宜証文ニても、元金計裁許、小作無取上候得共、本

証文残地等之儀無之候共、小作証文に反歩之内何程致

直(小)作、(此)作徳を以惣反歩(之)年貢諸役可相勤メ

(ト)有之に、金主手作之分ハ(全ク)作取(ニ)成り候ニ

付、元文三午年右之類元金も無取上之、尤品ニ右答

有之、

26 一 証文ニ、年貢諸役之分何程と員数極メ、金主可差出由

有之は、譬年貢諸役之分不足ニて、地主弁納有之由申

出候共、相對之儀ニ付、右証文(を)用裁許、尤流地以

後、本百姓並年貢諸役、金主ニ為相勤之、

十二 借金家質出入

1 一 享保十四酉年以前之借金出入は、無取上、

2 一 武士方借金、日限申付置候処、跡式断絶ニ付、一類之

内別ニ領地被下候方、切金を相济度旨、金主雖申出と

不沙汰及古例、

3 一 養子借金、養父之家来手形雖致置卜、養子実父方え相

返上は、不及沙汰古例、

4 一 先住借金有之段当住不存、本寺触頭も不及申(聞候ニ)

付、於致入院は、後住不及返濟、先住弟子并從証人為

濟古例、

5 一 借金并書入金ニて高利ニ当候分は、壹割半之利足ニ直、

濟方申付、奥書ニ(記雖有之)、印形無之ハ取上無之、

6 一 町人百姓滞金申付方、借金高不依多少、三十日限度々

之切金ニ為差出、出金之仕形不埒ニおゐては、手錠ヲ

懸、尚又滞候ハ、身上限申付、武士(方)は日限之度々

切金ニ申付、

7 一 借金証文ニ加判人於有之は、当人・加判人両方も濟方

申付、畢竟相對之事故、濟方(申)付候節、証文ニ家主

不及加判、

8 一 家質濟方日限

一金四五拾兩は 六十日限

一同六七拾兩は 七八十日限

一同百兩は 但、以上見合 百日限

一同千兩以上 但シ日限之内店質も同断、 十二ヶ月限

9 一 家質利金三ヶ月滞候分は、訴訟不取上、三ヶ月も滞ニ

- おみては、濟方申付、
- 10 一白紙手形にて於致借金は、証文を破（捨）、二（三）拾兩過料申付ル、
- 11 一諸寺院方本尊・什物・仏具等書入、亦是売渡証文にて金銀借候ハ、当人証人共咎申付、尤、金子濟方も不申付、
- 12 一帳面ニ設置候借金、印形無之、附込帳書入有之候共、無取上、
- 13 一 日寄附込帳は、終日大勢幾口も売払懸候分、売場之順（口）
（二）附込候事故、印形無之候ても取上濟方申付、一日ニ壹兩（人）之売口、又日数隔り記候分は、附込帳ト申ニても無之ニ付、取上無之、
- 14 一旅商等之儀、帳面ニ其村之宿又は口入（人）之印形計取置、売掛候分は無取上、
- 15 一先住之借金、当住不存旨雖申ト、先住借金も有之ハ、入院致間敷候旨於（不）相断、当住又は証人方為濟古例、
- 16 一車（借）錢・日濟錢取上無之、品ニ方双方咎之古例、
- 17 一無借金并惣て仲間出入、取上無之、
- 18 一兩人連判にて金子借受候処、壹人相果候ハ、半金為濟之、亦返金雖致、請取書も不取置、当人致欠落依（無）証拠は、（残り）壹人より半金為濟、
- 19 一証文雖有之、借金ニ候哉、代金ニ候哉、於（不）相決ニは、為濟半切（金）、
- 20 一 通例之借金ヲ奉公人請狀ニ認、給金と雖申立、実は奉公人も無之、不埒ニ付訴訟無取上、不埒証文為致候ニ付、（為）過料借金は（ママ）公儀（ママ）取上、
- 21 一名主五人組之印形無之（は）、家質（二）難立、貸金（借）（三）准ス、
- 22 一 借金之筋ニ付ては、店之者ヲ家主え不預、
- 23 一 寺附之品々質ニ入、亦ハ売渡証文にて、金子借り候分（ハ）、相対次第也、但、当人欠落死失等ニ付、後住宿守証文等ニ掛、訴出候ても無取上、
- 24 一 右証文寺付之品々ト無之、所持之品可渡と申文言（之）証文は、吟味之上唯今迄之通、

十三 奉公人出入

- 1 一欠落人給金、濟方請人え申付、若於滯は身代限申付、
- 2 一取逃引負等之欠落人、請人え三十日限ニ尋申付、於不尋出は、請人身代之様子ニ於過料輕重申付、欠落人ハ及六七度ニ、於不尋出ニは、請人は為過料身上^(代)四五分或は二三分、相応ニ取上ル、若奉公人馴合於不尋ニは、其請人御仕置申付、欠落人も尋出、取逃候物売払候ハ、買主より為戻、金子抔遣捨候事^(分明)不埒候ハ、捨、尤、給金計請人え申付為濟、但、受人より下請人え懸り出願出ニは、^(於)下請人え三十日限申付ル、惣て請人^方濟候金子ハ、請人・人主兩人え申付、濟方於不埒は、兩人ともニ身代限ニ申付、但、武士奉公人、人主ニ取^(置)候共、濟方申付、
- 3 一取逃引負之儀は、請人兼々存罷^(候様子)在躰ニ候ハ、急度遂吟味、落着次第請人御仕置申付、
- 4 一右之類は、請人致欠落候ても、^(於有)請人欠落已前家主ニ預置、其品断^(於有)出ハ、請人可濟金子・過料^(共)家主え申付、尤主人^方請人ヲ家主^(方)え召連參預、^(但)、家主欠落之もの^(之)店請人え懸度旨願出候共、不取上
- 5 一請人欠落以後、主人^方断有之とも、無取上、
- 6 一取逃引負之欠落ものは、主人見逢、本人^(を)召連来ニおいては、取逃之物は、^(音)前条に有之通^(申付)、右欠落之者、当宿有之店請人取置候ハ、不慥成もの^(音)店受立候品を以、過料、若当宿店請も於^(不)取置は、^(尤)当宿え過料可申付、右取逃^(引負)致候者は、御仕置申付、
- 7 一奉公人之請ニ立候もの、出入、其家主引請立替為相濟、当人は店立致、門前払^(三)成、^(其)共以後当人重て住居所見届、元家主右立替於不相濟ハ、当人身代限ニ申付、^(音)尚家主えは濟方不申付、店賃滞候ものを致店立、^(音)追て相懸候共、前条之通立替金とは^(音)誤違候ニ付、相對次第申付、
- 8 一引負金は、百兩以上以下共ニ、当人并親類亦は可弁筋之者え弁金申付、少^(々)も相濟候ハ、引負人其分ニ差置、其者身上取立候節、主人願出候様ニト申渡、^(音)身上取立候節、身上取立候段、主人於願出は、当人身代限為弁、身上持候度々幾度も可為弁、

9 一引負（入）之親類其外ヲも、弁金致者無之、当人も可濟
手立も無之者は、五十駄百擲^{（越）}追放申付、

10 一引負人ヲ請人え預置候処、於為致欠落は、其請人分限
^{（より）}又ハ並方ち多過料、

十四 裁許破綻背其外御仕置者大概

1 一裁許及難渋二者ハ、牢舎或は手錠^{（鎖）}、裁許請可申旨申出
ニおゐては、赦免之、

2 一難立儀及強訴ニは、閉門・戸^{（戸）}、田畑取上ケ所払、或
は追放・遠島

4 一先裁許疎ニ致ニ付、於再訴ニは、名主役取放、戸^{（戸）}或
は過料、

3 一先裁許於申紛ニは、戸^{（戸）}、或ハ手錠^{（鎖）}、或は過料・追
放、

（※編者注、前条と本条は、配列が転倒か）

5 一地頭又は支配頭之背裁許、難立儀及強訴ニは、戸^{（戸）}・
所払・過料、

6 一立会絵図、久敷於滞ニは、牢舎、致訴訟ニおゐては、
赦免之、

7 一追放・所払之御仕置、於請さるには、遠島或は追放、
8 一背錠^{（を）}脇差ヲ帶候者、脇差取上、手錠^{（鎖）}、

9 一町人百姓於致帶刀ニは、江戸在所追放、

10 一名主役被召上、浪人之由ヲ偽、於致帶刀（一）、追放、

11 一捉飼場にて、もち縄張ニおゐては、過料、其所名主は
戸^{（戸）}或は呵、

12 一捉飼場に殺生人有之所ニ、於不相改ニは、春方秋迄或
は一ケ年、村中え為過怠鳥番人為勤之、其所々之野廻
り依為無念^{（不）}、野廻り役取放、捕候者は、御褒美として

金五兩被下之、

13 一飼付鳥於追立は、戸^{（戸）}、或は追立候もの捕え^{（マ）}、為過怠
名主え預ケ、見出候ものえ御褒美金被下之、

14 一隠鉄炮於致売買は、田畑取上、所払、口入人は過料、
名主組頭は、不相改無念^{（不）}ニより、過料、村中は為過怠

鳥番申付、

15 一御鷹場にて隠鉄炮打候もの、遠島也、名主は田畑并役
儀取放、組頭は過料、村中え為過怠鳥番申付ル、鉄炮

16 一遊女^{（ひ者）}を留置候名主は、過料^{（マ）}役儀取上、戸^{（戸）}、組頭は過
打捕候者え御褒美銀式拾枚、訴人え銀五枚被下之、

料、

17 一欠落者を於困置は、過料或は戸^ズ、

18 一願立候儀ヲ願捨ニ致、於在所帰ニは、過料、

19 (一奉行所之申付也と偽申ニおゐてハ、其品輕きは、過料、)

(※編者注、本条は後段の追加二十一に追記されている)

20 一度々請差紙ヲ請、不参候者、其品輕は過料、或は為過
怠宿預ケ、或ハ牢舎、

21 一相手相果候所押隠、相手取裏判於取之ニは、過料、

22 一難立儀共於致強訴ニは、其品輕キは、過料、

23 一御代官或地頭ニて吟味之内、於直訴は、過料、

24 (一二重質取遣候者は、過料、)

(※編者注、本条は後段の追加十に追記されている)

25 一為神木といふとも、入会地ニて理不尽ニ伐神主(伐)採
ニおゐては、逼塞、

26 一他村之者、其村之ものニなり出入携、於致出訴ハ、戸^ズ、

27 一重禁制之儀、前方ニ致といふとも、於相止は過料、但
シ人殺盜賊等雖相止と、さかにも無之儀故、格段也、

28 一重料ニ雖無之、詮議(之)節、影(を)隠おゐては、戸^ズ、

29 一目安裏判似物之由申、於奪取には、田畑家財取上、所
払、

30 一証文(ニ)人主・請人之無差別、奉公人召抱候者は、戸^ズ、

31 一押て縁組之事於申募は、本人取持人共ニ、手錠、

32 一追放之由乍存、御構之地ニ於差置には、所払、

33 一御法度之宗旨ヲたもち、勸メ候出家は、頭取は遠島或
は追放・所払、

34 一右宗旨之もの、誓詞之上赦免之、併仕形不埒之者は、
戸^ズ・過料、

39 一手負人ヲ於不訴出は、五人組ハ過料、名主は戸^ズ、

40 一閉門赦免可申付と呼出候処、月代剃、(出ル)におゐて
は、亦閉門、

41 一質置主ニも不(為)知、請人(方)質物於請戻ニは、過
料、

42 一割判も不致持参、諸質物請戻させるには、利銀 公
儀え取上、

- 43 一 当分之事ニ致証文処、金主借金之替りに、建家等無斷率爾ニ取こハすにおゐてハ、如元造作為致返之、
- 35 一 役人え賄賂差出、其品軽キは、手錠(鑿)或は役儀取放、
- 36 一 於御成先、無筋之直訴(於)出上(差)ニは、所払、
- 37 一 願人・出家・座頭・穢多・非人、從公儀御仕置不及類は、其頭・触頭等え夫々ニ引渡、法之通可致旨申渡ス、
- 38 一 人殺之事(儀)、内証ニて相濟候迎不訴出は、所払、名主役取放戸(儀)、組頭同斷(内証ニて)、内々葬り候寺院は、閉門、
(※編者注、第35条、第38条は本来、第34条の次に配列されるべきか)
- 44 一 商売仲間之法、相背は過料、
- 45 一 口論之場え出會、於致打擲ニは、身代限取上、所払、
- 46 一 過料申付候者相果、於粹無之は、五人組(ニ)為出之、相果候届及延引は、名主押籠、
- 47 一 新規ニ祭ヲ仕立、村々(ニ)送遣ニおゐてハ、頭取并其村名主・組頭、追放之古例、
- 48 一 無下知て村々(マ)人足為出之雖遣、賃錢不相渡ニおゐては、入牢之古例、
- 49 一 先触を書違、村々ニて無用之人馬用意等於為致ハ、追放古例、
- 50 一 可割返分ヲ其通致置故、於及出入ニは、名主役取上戸(マ)、組頭同斷、
- 51 一 自師匠、弟子不埒ニ付、家業構候儀、可為心次第、
- 52 一 重キ事ニ付偽申触候類は、家財取上、江戸払或は重追放、
- 53 一 以遺恨、片輪ニ成候程ニ疵付候者、入墨之上遠島(馬)或は非人之手下(ニ)申付ル、
- 54 一 偽之儀乍存、証人ニ立候者ハ、追放、
- 55 一 証文(之)宛所切、書替候者、借金を過怠取上之、
- 56 一 証文ニ知人之名(を)記、外之印形押候者は、重キ追放、
- 57 一 出入不相濟内、論所え立入間敷旨申渡候所、(相背於立入ニは、過料或は所払、
- 58 一 無証拠之儀及強訴、剩以差紙呼出者(を)致相對不差出、奉行所え蔑(を)ニ於致は、追放、訴訟人(ト)相對之上、不罷出相手は、過料、
- 59 一 無取上願、以書付委細申渡、重て願出候ハ、過料可申

付旨申渡、其上にては訴訟に出におゐては、過料、奉
行所にて不取上願、筋違ニ願書、吟味之上弥不取上願
ニおゐては、(再)過料、

60 一親子兄弟其外之親類ニても、御料御免之願、且裁許之

儀ニ付ても、願は別段之事ニ付、先は不及咎メニ、

61 一当人難願出障りも無之所ニ、親類又ハ縁者之由(ニて)

訴状差出候共、当人ニ為願可申由(目)ニて、無取上之、

62 一惣て物になそらへ、異説虚説ヲ申触候、其者捕へ候

ハ、急度御仕置可申付、

63 一廻船(ニ)植木庭石其外遊道具之類、積廻候事停止之、

64 一破舟之節、取上荷物之内、浮荷物二十分一、沈荷物十

分一、但、川舟は浮荷物三十分一、沈荷物二十分一、

取上候者は為取之、

65 一品川湊内、廻(船)舟懸り之内、小舟ニて乗出、出買出

売停止之、

66 一人殺其外重科有之欠落者は、其者之父・叔父・女房・

助等ニても、可懸者ヲ牢舎申付置、其外之親類、其所

之名主五人組(等)ニ尋申付之、日限大概三十日限或は

五(六)十日百日限り尋申付、但、廻国等ニ出可尋ト申

候ても、不取上之、

67 一科有之、逐電致欠落候所、尋申付候儀、主人ヲ家来、

親ヲ子、兄ヲ弟、伯父ヲ甥ニ為尋候様は、不申付定法

也、

68 一尋者不出候得は落着難成逆、(其)一件相延置候ては、

構無之者之難儀ニ付、六ヶ月(を)限不尋出ニおゐて

は、尋候者ハ過料、其品ニ方相当之咎申付、欠落人は

見当ニ召捕可来候、見逃シに致、外方見出於訴出は、

尚又可咎旨証文申付、一件御仕置落着申付、

69 一火付盜賊惣て重科人之内類ニは無之、其者ニ被頼、住

所ニ隠、或は為立退候類は、家財闕所、所払、

70 一喧嘩口論当座之儀ニて、人ヲ殺候同類ニは無之、(其)

者之住居隠シ、或は為立退候者、戸外、

71 一軽きもの致養娘ニ、遊女奉公等に出候由、実父方願

出候共、無取上、実子養子之無差別、親之仕方外成

儀有之、子格別難儀之筋可取計ニおゐてハ、吟味有之

也、

72 一寺社之訴訟人、可届所え不断て願出類は、取上無之、

但、本寺触頭之悪事亦は非儀申付等ニても、再応願出

- 候ても不叶時、奉行所え願出候得は、品ニより吟味有之、
- 73 一遠国之者、御当地え参、無宿ニ成り、科無之類は、勘当・領主構之無差別、領主(え)渡シ、家来之召仕・道中荷持ニ成共、亦は御当地ニて召仕之、其内致欠落候共、其通之旨申聞セ引ハたす、
- 74 一酒狂ニて人ニ疵付候もの、其主人え預置、疵平愈次第、(疵之)不依多少、療治代中小姓躰は銀式枚、徒は金壹両、足輕中間は銀壹枚為差出、疵被付候者へ為取之、但、療治代難出者は、刀脇指取上、(被)疵付ものへ為取之、
- 75 一酒狂ニて人を打擲致候者、身代限諸道具取上、打擲(逐條)成ものえ為取之、但、酒狂者之儀、主人方え断候節、欠落と申立候共、主人方ヲ罷出三日之内ニ候得は、欠落ニ不相立、
- 76 一酒狂ニて諸道具損シ候者ハ、過料為出、損失(之)者え為取之、(キ)身上之者えは身上限申付、
- 87 一牢舎申付者ヲ、最初方溜え不遣、病人か行倒は格別、
(※編者注、本条は本来、第86条の次に配列されるべきか)
- 77 一酒狂にて自分と疵付、(外ニ)科無之者は、疵養生ニ不及、早速主人え引渡、
- 78 一酒狂乱氣ニて人ヲ殺候共、下手人、但シ至て輕キ者ヲ殺候ハ、品ニ方御構無之、但、主殺・親殺たりとも乱氣紛無之候ハ、死罪一通り、自害致候ハ、死骸塩詰ニ不及取捨ル、火付乱氣之証拠不分明ニ候ハ、死罪、乱氣ニ於無紛は、常之乱心之通申付ル、
- 79 一百姓町人口論之上、相手理不尽之仕形ニて、不得止事相手(を)殺候時、相手方之親類并其所之名主・年寄等、右は殺(被)シ候者、平日不法之ものと申憤無之旨、(分)(二付)下手人御免之儀願出候処、於紛無之は、不及下手人ニ、追放、武士方亦は奉公人は、其主人無願候得は、無差免儀之、
- 80 一重キ追放、御扶持人は御扶持上り、家屋敷・家財共ニ欠所、在方町方は、田畑・家屋敷・家財共欠所、
- 81 一改易・中(輕キ)追放、御扶持人は御扶持・家屋敷上り、家財無構、町方在方は、田畑・家屋敷上り、家財無構、
- 82 一田畑取上候者、科重キハ田畑・家屋敷共ニ取上、科輕

は田畑計取上、家屋敷は不取上、家屋敷計持、田畑無之は重き過料、

83 一夫科有之、田畑取上ニ成候得は、妻之持參田畑も一所ニ取上ニ成、金子杯持參候得は、当座遣捨候故、

(妻之方へハ)不戻、但、妻之名前^(所)ニ有之分ハ、可為格別、

84 一身分限り、居宅并(蔵)・家財共不殘取上之、他所ニ家(蔵)有之分、諸財物ハ取上、家蔵は構無之、

85 一科重候ハ、過料之上戸^(殿)へ、入墨之上擲^(殿)、或は追放ニも二重ニ御仕置可申付、

86 一過料は、身代と科之輕重ニ応、(過料)員数増減可申付、但、至て輕き者、過料難出ニおゐては、手錠^(鎖)申付ル、

(※編者注、第87条は第76条の次にあり)

88 一平日之出火咎、火元、類焼之多少ニ^方卅日或は廿日押込、

89 一大火之咎、火元五十日手錠^(鎖)、火元之地主、屋敷沽券金拾分一之過料、火元之家主、三十日押込、風上式町・風脇左右え式町宛六町、過料、

90 一御成之節出火之咎、火元五十日手錠^(鎖)、家主三十日手錠、月行事三十日押込、火元之五人組廿日押込、名主

十日押込、(火元之)地主、屋敷沽券金拾分一之過料、但、所之もの早速消留候得は、火元之当人計、五十日之手錠^(鎖)、寺社門前町屋は、其所買受亦ハ借地イタシ町屋建置候ものえ、右之通過急申付、

91 一火附之者捕へ来、訴(人)ニ出者え、御褒美銀三拾枚、并捕候同前之者えは、(銀)式拾枚被下之候、

92 一男女申合於相果ニは、死骸不及弔ニ取捨ル、一方存命ニ候ハ、下手人、双方存命ニ候ハ、三日晒、非人之手下ニ申付、(主人と)下人と申合相果、主人存命ニ候ハ、不及下手人、非人之手下ニ申付、

93 一隱遊女商売候者(を)店ニ差置候ハ、其屋敷・家財・家蔵共ニ取上之、遊女商売致候当人・家主共、家財不殘取上、百日手錠^(鎖)、地主外ニ罷出^(在)、家主計り差置候共、右同断、寺社門前も(右)同断、

94 一町人(百姓)一分え可懸事にて、何卒仕形可有儀訴出、御家人知行御切米被召上候程之儀候ハ、其町人百姓咎無之候とも、其通りにては難成、相当之咎申付、

95 一旧悪之儀、御仕置可成候得共、重キ盜或は人殺候品杯

は、縦相止候共さかいも無之也、為渡世之悪事致一旦、其後不宜卜存相止候段分明ニ候ハ、其品ヲ立、過料亦(は)相当之咎申付ル、

96 一主殺・親殺之咎^(科)人之子共は、伺之上へ申付ル、親類は

構無之候得共、所(え)預置、本人落着之上、右悪敷^(事)企不存ニ決候得は、差免之、此外火罪・磔等ニ成候者ハ、子共ニ構無、右は町人百姓其外軽き者とも之事也、

97 一拷問之事、致悪事候証拠慥ニ候得共、不致白状、或ハ

同類致白状候共、当人白状不致、又(ハ)科未相決候得共、外ニ悪事有之、分明ニ相知、其科(計)ニても可行^(罪科)死罪者、右之外ニも詮議之上、其品少ニも(手)筋聞候^(心)歟、其品ニて拷問申付、但、差口計ニて証拠慥ニ無之、又は怪敷存候一通ニても、不及拷問、

98 一盗ニ入、刃物ニて家内之者え疵付候者、疵之不依多少、此類獄門、

99 一盗ニ入、刃物ニて無之、何品ニても家内之者え疵付候類は、死罪、右両様共ニ盗物は持主え相返候ても、右

之通申付、但、忍入候共、巧ニ候儀も無之、其品軽キハ、入墨之上(重キ)たゞキ、

100 一手元ニ有之品ヲ不斗盜取類ハ、直段積、金子拾兩位、都て此類は百たゞキ、或は五十たゞキ、^(其品より)或は入墨之上追放、

101 一盗物と不存買取反物、其外之類ニても、其色品ニヨリ、所持候ハ、勿論取返シ、被盜候者へ可相返候、

102 一盗物買取代金、盗人遣捨候ハ、買取候者可為損金、盗人之以雜物ヲ、右之代金可為償、尤盗人代金所持候ハ、買取候者え可為相返、

103 一盗ニ逢、其盗人ヲ捕へ来候ハ、被取^(盗)候品々、何方之者買取候とも、勿論取戻可為相渡、其品手近^(前)ニ無之候ハ、買取候もの右代金可為償、盗人捕え候者(へ)可相渡之、

104 一金子拾候もの、訴出候ハ、三日晒、主出候ハ、(半分)金主え為相返、半分は拾候者え可為取之、反物類ニ候ハ、其品不残^(盗)拾主え為相返、拾候もの(えは落候者)方相応之礼為致之、

105 一落シ候者^(物)(之)主不相知候ハ、半年程見合、弥主於不

出は、拾候ものニ不殘為取之、

106 一博奕頭取并三笠附点者、致金元・同宿之者、流罪、

但、町方屋敷方之無差別、同類は身代取上、非人手下

ニ申付、

107 一博奕打は身代限り、家蔵迄取上、無蔵者は、前条ニ准

過料、

108 一博奕打頭取・三笠附点者・金元・致宿候者、訴出候

ハ、御褒美銀式拾枚、(有拾ひ)同類を訴出、其手筋ニて博奕

頭取・三笠附点者・金元・致宿者(を)捕候ハ、御褒

美金五両或は三両為取之、

109 一博奕頭取・点者・金元・致(宿)候者、外方訴人有之、

捕候ハ、地主は(其)屋敷取上、(但)、五ヶ年過候

ハ、返被下、家守リニ有之は其屋敷守家財取上、百日

(額)之手錠、兩隣之者并五人組、家財取上、町内えは急度

過料、名主は越度申付、組合は町方之(法定)法也、在方

は名主・組頭・五人組・家主不及申、兩隣ともに過

料、村中(は)、家居隔り候は無構、兩隣家居隔り候得

は、不及咎、

110 一右之通ニて候得共、至て輕キ者ハ稼ニ出候者、自然先

杯ニて当座之博奕筒取致候類は、訳違ニ付、地主不及

咎メニ、

111 一三笠附・博奕頭取等遠島之分、五ヶ年も過候得は、赦

免有之時分書出入、

112 一悪事有之ものヲ召捕候歟、訴出候時、右悪党者之方

方、召捕訴出候者之方ニも悪事有之由申懸候共、猥り

ニ不相糺、若本人方重キ悪事有之由証抛髓ニ申におゐ

てハ、双方詮議可有之、惣て罪科者(を)於訴出ニは、

為同類といふ共、(其科を)不(被)免事ニ付、作略可有、

113 一町方火札張紙等之儀、右は畢竟先え難儀掛ケ可申(た

め)、事ヲ偽聞品ニ候間、其所ニて名主火中可仕、然

共、張紙致候者見届候ハ、召捕可差出、右風聞之儀

ニ付、被言立候者、於致店立は店貸(借)可申出、

114 一重罪之人之死骸塩詰之事、主殺・親殺は死骸(塩詰)

磔、其外之科ハ、死骸塩詰不及事ニ候、関所破・重謀

計之致方ニより、塩詰磔ニも可申付也、

115 一追放構之国々所々、重キ追放、関東八ヶ国・山城・摂

津・駿河・播磨・甲斐・尾張・紀伊・堺・奈良・長

崎・東海道筋・木曾路筋、尤其者居候国所ともニ、

- 116 一中之追放、江戸十里四方・京・大坂・堺・奈良・伏見・長崎・東海道筋・木曾路筋・日光道中・甲斐(府)・名護屋・若山・水戸、
- 117 一輕追放、江戸十里四方・京・大坂・東海道筋・日光道中・甲府、
- 118 一江戸追放、江戸十里四方、但、御構国々所々書付渡之、
- 119 一評定所之追放申渡時は、御小人目付・町同心立会、常盤橋御門之外迄連行追放、役所にて(は)徒士・足輕召連行、
- 120 一追放は、輕キ重キ共ニ、其者住国一國ハ御構、
- 121 一江戸追放(ハ)、江戸十里四方并其居村御構、
- 122 一所払、其居村は勿論、江戸計御構、私領にては居村并其城下(計構)、但、一領一支配ニ候共、他村居住ハ無構、
- 123 一(一)追院、科重キハ其村并江戸御構、輕きは其村中計(寺)り、夫方輕キハ其地中計御構、
- 124 一過怠亦は吟味之内手錠(鎖)外シ候者は、品ニテ死罪或は遠島・追放、被頼候て外シ候者も同断、
- 125 一死罪ニ可成者、致欠落、其身方奉行所え於出ルニは、一等(を)宥遠島、
(※編者注、前条と本条は、配列が転倒か)
- 126 一牢入之者、吟味之上科無之ニ相決候所、牢出抜ルニおゐてハ、遠島、
- 127 一從地頭追放ニ成候処、於及強訴は、遠島、
- 128 一重(キ)事ニ付、跡方も無之儀、於申懸ニは、家財取上所払、或は重キハ追放・遠島、輕(キ)儀は過料、於滯(鎖)は手錠、
- 129 一出家え密通之由、不慥(成)義申掛におゐては、追放之古例、
- 130 一押て密会致候出家は、死罪、女は得心之儀は雖無之と、不埒ニ付髮剃、親類え渡ス、
- 131 一御代官・地頭え於背ニは、其品輕キは過料、申付所ヲ(含)於立退ニは、過料之上戸(ハ)、其品重キハ追放、
- 132 一御代官をそむき所ヲ立退、私領城下え相詰、於強訴は、頭取(ハ)獄門或は死罪・遠島、
- 133 一出家不似(ハ)無謂儀(ニ)携、品々於申出ルには、袈裟衣取上之、

- 134 一養父同前之者は、不慥成儀於申懸ニは、手錠(こ)、
 135 一親殺(害ニ)逢候時、外え隠居候悴は、遠島、
 136 一下女自分として首縊相果候を、右女之親類共、主人ヲ
 盜(人)ニ申成、下手人之(儀)於(致)強訴ニは、獄門之
 古例、
 137 一水帳ヲ押隠、過來於取上(立)ニは、名主(ハ)死罪・遠島、
 138 一百姓之下女致密通(候ニ付)、兩人共ニ主人雖切殺と、
 百姓(ママ)(ニ)不似合之儀仕方ニ付、戸(ママ)之古例、
 139 (一主人之女房臥居候所え忍入、又ハ艷書等を遣ニおゐ
 てハ、死罪古例、)
 (※編者注、本条は後段の追加二十一に追記されている)
- 140 一主人之後家と(下人)、於致密通は、後家・下人共ニ追
 放之古例、
 141 (一)妻下人と於密通致ハ、下人ハ引廻之上獄門、妻ハ引
 廻之上死罪、
 142 一妾(致)不作法ニ付、男女共ニ雖殺害致と、於不極妻ニ
 は、妻之敵打候と難申ニ付、追放之古例、
 143 一下人え不法之儀申付候主人は、品ニより遠島、
 144 一致方も可有之儀ヲ、龜忽之仕形ニて於及殺害ハ、遠島
- 或は追放、
 145 一預り之林ヲ、兄盜伐出シ、剩御林守ヲ打擲(打)ニ付、弟不
 得止事雖相殺、兄ニ對、そこつニ付、追放、
 146 一女房致欠落、又外之者と夫婦ニ於成ニは、右女新吉原
 え永ク被下置、
 147 一主人(之)娘ヲ申合ニて誘出スニおゐては、所払、
 148 一夫有之(ママ)ヲ女、奉公之内傍輩と於致密通ニは、男女とも
 死罪之古例、
 149 (一夫有之処、外之者と夫婦ニ於成ハ、死罪、夫有之儀
 を、男不存といへとも、追放之古例、)
 (※編者注、本条は後段の追加二十一に追記されている)
- 150 一煩流行候由虚説申出シ、札并無実之薬法於致流布ニ
 は、引廻之上死罪之古例、
 180 一対伯父、無筋之儀於申出は、死罪之古例、
 (※編者注、本条は本来、第179条の次に配列されるべきか)
- 151 一辻番人、博奕之宿致并(拾物を)(ママ)於不訴には私曲仕候者
 ハ、引廻遠島或は死罪、
 152 一金子拾取訴出、主出候得は、半金拾候者え被下、主不
 知候得は、不残被下之、

- 153 一町人大小ヲ指、奉行所え於巧仕ニは、引廻之上獄門、
- 154 一盗物(ト)乍存、売払又質物ニ置遣候者は、死罪、
- 155 一橋其外之金物等盗取者ハ、入墨之上重追放、
- 156 一謀書謀判并似金銀致候者ハ、引廻獄門或は磔、似金銀
ニ似寄候仕方ハ、引廻且死罪、
- 157 一武家(方)之供え突当候、或は雜言申者は、追放、
- 158 一重科之者、悪党ものえ於致差口ハ、遠島、
- 159 一横取金為償、不埒之者は、死罪、
- 160 一武家之家来、町人ヲ殺害立退候ハ、同家中え尋申
付、疵平愈候得(共)は、親類え療治代申付、
- 161 一盗可仕と忍入候侍は、死罪、
- 162 一牢屋焼(失)之節(時)致欠落候者は、死罪、
- 163 一好(奴)ニ可成女、悪事有之者之(儀)於致指口ニは、赦
免、
- 164 一鹿忽之仕形ニて、元召仕候女殺害致候者は、江戸払、
- 165 一主人之妻(之)下人母切殺、密通之上之由雖申之、無証抛ニ
付、引廻死罪、
- 166 一酒狂ニて伯父ニ疵付、疵平癒候共、甥死罪、
- 167 一女房に疵付、平愈候共、理不尽ニ付、門前払、
- 168 一似葉種拵候ものは、引廻死罪或は磔、
- 169 一輕事ニ付ても似手紙認候者、家財取上所払、
- 170 一主人之女房(ト)ヲ密通之上、右女ヲ可切殺と元主人之方え
踏込候者ハ、引廻獄門、女房は死罪、
- 171 一拔身を持居候者(を)踏込捕候者ハ、御褒美被下之、
- 172 一主人之妻と致密通候所、下人(助)命之儀、夫願出ニ付
非人之手下ニ申付、女は新吉原え永(年季無假)相渡、
- 173 一下請状致謀判者は、死罪、
- 174 一御構之地え立帰候者、死罪・遠島、人ヲ殺害候者は、
獄門、
- 175 一謀判(を)見遁ニ致、礼金等取候者、獄門、
- 177 一盗ニ為可致、古主之屋敷え忍入候者、入墨之上重敲
キ、但、仲間躰之者也、
- 176 一輕御扶持人、獄門ニ成候時、悴ハ追放也、
(※編者注、前条と本条は、配列が転倒か)
- 178 一組下之者(ニ)博奕宿為致、宿錢等ヲ取立(之)、剩御代官(之)方
呼使(ニ)參候節家来(を)、大勢罷出致打擲候処、不差
留、尤事(殊)ヲ乍存不訴出、其上頭取之者を致差図、欠落
為致候名主は、(於)其所引廻之上獄門、

179 博奕宿仕、剃自分留守之節、右呼使打擲致騒動候処、
於不訴出は死罪、

(※編者注、第180条は第150条の次にあり)

190 一死罪御仕置日除日之儀、急度定無之、御精進日其外御
祝儀等有之日ハ、心付相除之、

181 一右呼使(を)致頭取打擲候者は、死罪、其外ニ打擲致候

定日御精進日并朔日・十五日・廿八日・節句、其
外相除日、左之通、

者、追放、右携候者ハ、田畑取上、所払、

御誕生日

182 一前方科有之、追放ニ成候以後、御構之場所え致徘徊、

五月廿七日 七月廿七日 十月廿一日

(其上)振事致ニおゐてハ、一等重ク可申付者ニ候得
共、博奕之儀(を)依(致)訴人、如元追放、

十一月廿五日 十二月廿一日
御忌日

183 一御家人死罪ニ成候得は、子供遠島、

正月十六日 二月廿一日 二月廿六日

184 一浪人村々え廻り、無謂合力請、路錢等も不払、村繼人

五月六日 五月廿七日 五月十六日

足ヲ乞、召連於通は、重キ追放、

六月四日 五月廿七日 五月十六日

185 一対養父母、不孝之仕形ニおゐては、重追放、

六月四日 六月五日 十月三日

186 一密夫え申合、本夫ヲ於致殺害ニは、女房引廻之上磔、

十月七日 十月廿一日 十一月二日

密夫は獄門、

十一月廿七日 十二月廿一日

187 一重罪之者、於牢死ニは、死骸磔、

191 一御仕置物有之四五日以前、御ためし御用ニ付、町奉行

188 一殺害され候者ヲ頓死分ニいたし、於不訴出ハ、兄弟名

え為知、前日(三)首切同心之事違ル、

主(等ハ)、重キ追放、其外ハ所払、

192 一公事訴御裁許(又は)御仕置者伺相濟候以後、

189 一証拠無之儀申募、本寺触頭と申付(を)不用、(第一)殺

西丸え伺書御下知書(写)上ル、

人ヲ火附盜賊と申掛ル出家は、脱衣追放、

（寛保二戌年四月）

時服七 寺社奉行
牧野越中守

時服四 町奉行
石河土佐守

時服四 御勘定奉行
水野对馬守

右は御定書御用就相勤、於
御座之間御目見、且又拝領物被下之、

寛保二戌四月六日

金壹枚 御勘定評定所留役
浅井半左衛門

銀五枚 支配勘定評定所書物方
岩佐郷藏

金壹枚 御勘定評定所留役
鶴飼左十郎

銀五枚 支配勘定評定所書物方
倉橋武右衛門

右は御定書御用就相勤、於
躑躅之間被下置之旨、松平左近將監殿被仰渡候、

戌四月八日

此御定書改候以後、借金銀出入之儀、延享三寅年被仰

出候て相改候、

其外新法之儀、無御座候、

追加

一 覚

一 借金銀売掛等々出入は人々相对之事故、近来一ヶ年二兩度之裁訴^(許)申付候得共、向後三年以前子ノ正月方之金銀出入は、前々之通取上裁訴^(許)可申付、四年以前亥十二月迄之金銀出入、只今迄奉行所にて壹ヶ年兩度之裁許ニ日切等申付候分共ニ、向後奉行所にては不申付候間、相对ヲ以無滯急度可相渡候^(許)、

一 唯今迄金銀出入ニ付、奉行所方呼出候節之不參^(令)、又は濟方申付候得共、金子不差出輩有之由相聞候、不埒ニ候、右之通、此度相改候上、奉行所方呼出候節致不參候歟、又は濟方申付候ても不埒之輩有之は、武士方は、奉行所方老中へ申達候筈ニ候、寺社在町方は、奉行(所)にて急度咎メ可申付候、右之趣、可被相触候、

延享三丙寅年三月、右御触有之、

右御触書之儀は、御定書之内、借金銀壳掛等前ニ有之文
言引合分別可有之事、

二

右之外、御留役衆え承合候分、左ニ記置、

妻敵之事

一妻を殺、密夫立退申候ヲ尋出、討候を、妻敵と可申哉、

御附札

是は妻敵可為事、

一人之妻を密夫召連立退候ヲ、夫尋ニ出候を、妻敵を尋候
と表立唱可申哉、

御附札

此ヶ条、可為密夫事

一人之妻ヲ密夫召連立退候ヲ尋出、密夫妻共、夫討候ヲ妻

敵討と可申哉、

御附札

此ヶ条、可為密夫事

右之通大原彦四郎様御附札也、

西三月六日、承合候事、
(宝曆三年)

三

五畿内五箇国

山城 大和 河内 和泉 摂津

東海道十五箇国

伊賀 伊勢 志摩 尾張 三河 遠江 駿河 甲斐

伊豆 相模 武蔵 安房 上総 下総 常陸

東山道八箇国

近江 美濃 飛驒 信濃 上野 下野 陸奥 出羽

北陸道七箇国

若狭 越前 加賀 能登 越中 越後 佐渡

山陰道八箇国

丹波 丹後 但馬 因幡 伯耆 出雲 石見 隱岐

山陽道八箇国

播磨 美作 備前 備中 備後 安芸 周防 長門

南海道六箇国

紀伊 淡路 阿波 讃岐 伊予 土佐

西海道九箇国

筑前 筑後 豊前 豊後 肥前 肥後 日向 大隅

薩摩 壹岐 对馬

四

寛延三庚午年正月廿四日被 仰出、堀田相模守様御渡被
成候御書付写

一 国々私領之百姓、年貢取箇或は夫食種貸等之願筋ニ付、
領主地頭城下陣屋又は門前え大勢相集、訴訟致候儀、近
来間々有之由相聞候、都て強訴徒党又ハ逃散候儀は、堅
停止候処、不届至極ニ候、自今以後、右躰之儀於有之ニ
は、急度逐吟味、頭取并差続事ヲ工候者、夫々急度曲事
ニ可被申付候、

右之通向々え可(被)相触候、

午正月

五

宝曆九己卯年四月十三日、堀田相模守様被成御渡候御書
付写、左ニ記、

大目付え

借金銀返金相滞、金子及公訴ニ、奉行所⁽⁶⁾裁許申渡候上
は、右裁許之通可相守筈之処、近来切金員数甚不足指
出、又は武士方懸り合之家来并寺社在町借金方之もの
へ、奉行方差紙遣候ても、其節ニ評定所え家来不指出儀

も有之由、不埒之趣相聞候、唯今迄切金員数等之儀も、

甚寛成申付方ニ候処、裁許之通不相用、猶不埒之取計有
之間敷事ニ候処、旁不埒之事候得共、先只今迄之儀は御
沙汰ニ不被及候、向後は奉行所にて敵鋪取扱之上ニても
不埒之輩有之候ハ、武士方は奉行方老中え申達又筈ニ
候間、其節逐吟味候条、以来急度可相心得候、尤寺社在
町方は、奉行所にて急度咎(可)申付候、右之通可被相触
候、

卯四月

六

宝曆十庚辰年二月、左ニ写評定所切金壹ヶ月分員数

一金貳兩⁶ 金壹分

一金拾兩^迄 金壹分貳朱

一金貳拾兩 金貳分

一金三拾五兩 金三分

一金五拾兩 金壹兩

一金六拾兩 金壹兩壹分

一金七拾五兩 金壹兩貳分

一金九拾兩 金壹兩三分

一金百兩 金貳兩

一金百五十拾兩 金三兩

一金貳百兩 金四兩

一金三百兩 金五兩

一金四百兩 金六兩

一金五百兩 金七兩

一金七八百兩 金九兩

一金九百千兩 金拾兩

一金貳千兩 金貳拾兩

一金三千兩 金三拾兩

一金五千兩 金四拾兩

一金壹萬兩 金八拾兩

右之通割合候由、

一享保十四酉年以前之借金出入は、御取上無之由、

七

元文二巳年二月、質地之儀ニ付御触書

覚

一名主加判無之質地証文之事

一名主置候質地、相名主又は組頭等之役人加判無之証文之

事

一拾ヶ年季ヲ越候質地証文之事

右三ヶ条之儀并田畑永代売買、亦是地主ハ年貢役ヲ勤、

金主八年貢諸役不勤質地類は、前々ハ御停止ニテ、村方

五人組帳ニ書記有之処、右之通不埒之証文ヲ以訴出候も

有之候、自今以後、五人組帳名主庄屋等ハ大小之百姓等

え度々為誂聞、不致亡却候様可仕候、

一享保元年申年已來、年季明ヶ候質地は、自今年季明拾ヶ年

過訴出候ハ、取上無之事、

一金子有合次第可請返旨証文(二)有之質地は、質入之年ハ

拾年過訴出候ハ、取上無之事、

右二ヶ条、自今拾ヶ年之内訴出候ハ、取上裁断有之

候、右年数過候分は取上無之事、

右之通、村々ニテ可相心得者也、

二月

右之通、関八州伊豆国村々ハえ可(被)相触候、私領之村方

えは、其最寄之御代官ハ不洩様ニ相達可被申候、且又私

領方ニは、百姓五人組帳も無之村方も有之由ニ候間、是

又最寄之御代官ハ其段領主地頭ハ相達、此度改帳面渡候

様ニ、是又可被申付候、以上、

巳十二月
(A、Y)

八 (※編者注、本条は一の覚に同じ)

延享三丙寅年三月御触書、左ニ記ス、

覚

一借金銀売掛等之出入は、人々相對之事故、近来々々年ニ
兩度之裁許申付候得共、向後三年以前子ノ正月方之金銀
出入、前(々)之通取上裁許可申付候、四年以前亥十二月
迄之金銀出入、只今迄奉行所にて一ヶ年兩度之裁許ニ日
切等申付候分共に、向後奉行所にては不申付候間、相對
を以無滯急度可相濟候、

一 只今迄金銀出入ニ付、奉行所方呼出候節^(金)金不參、又は濟
方申付候得共、金子不差出輩有之由相聞候、不埒ニ候、

右之通、此度相改候上、奉行所方呼出候節致不參候歟、
又は濟方申付候ても不埒之輩有之候ハ、武士方は、奉
行所方老中え申達候筈ニ候、寺社在町方は、奉行所にて
急度咎可申付候、

右之通可被相觸候、

寅三月

右御触書之儀は、御定書之内、借金銀売懸前々有之文言
引合分別可有之事、

九

明和元年八月廿三日記

一御代官池田喜八郎様御支配所上野国新田郡村方ニ、往古
方相用來候質地請引之儀、元文二巳年從御代官所御觸之
趣を以、拾ヶ年季之質地は、出入式拾壹ヶ年目迄ハ村中
連判申合にて請戻來候処、名主置候質地、去暮右年数ニ
付、請返度旨預主方え申談候処、不致得心、当春より池
田喜八郎様え双方罷出、御吟味之処、質地証文之文言不
宜候由、未御裁許相延候ニ付、密々御留役衆え承合趣、
左之通、

売渡申畑手形之事

何畑何反何畝何ト坪何所

此代金何両何分也

一 当何之御年貢指詰、右之畑売渡申処実正也、年季之儀は
何之暮方何之極月迄中、年拾年季ニ相定申候、然上は、
御年貢は不及申、御役等諸懸物迄、貴殿方方御勤可被成
候、縦年季之内御代官様替り何様之替目御座候共、少も

構無御座候、年季明何之暮罷成、本金何両何分相濟申候ハ、右之畑無相違御返シ可被下候、若其節ニ罷成、受兼申候ハ、此手形を以、貴殿名伝可被成候、少も違乱申間敷候、為後日仍手形如件、

年号月日
何村
畑売人誰印

同村
請人 誰印

右之通相違無御座候、以上、
同村
誰殿

名主 誰印

右文言申八月廿日、御留役野村彦右衛門様え罷越、下書懸御目承合候処、書出質物ニ無之候得共、文言之処相立可申哉、急度御請合も難被成候得共、悪文言ニても無之由被仰聞候、

讓渡申畑手形之事

何畑何反何畝歩 坪何所

此樽代金何両何分也

右之畑当何暮方貴殿方え讓渡、樽代金何両何分請取申処実正也、然ル上御年貢并諸役等、其元方御勤、末々御訴

訟可被成候、此畑ニ付子孫永々何ニても申合無御座候、若外方六ヶ敷儀申者候ハ、拙者共罷出申訳仕、御セ話懸申間敷候、為後日仍如件、

年号月日
何村
畑主 誰印

同村
請人 誰印

右之通相違無御座候、以上、
同村
誰殿

名主 誰印

右文言御聞合申上候処、以之外悪文言、樽代ニても何ニても代金書載有之上は、奉行所え出候得は、双方不埒ニ付田地御取上ニ相成、咎被 仰付候由、但、樽代も無之、親類之縁を以讓渡方申文言ニても無之候ては、難相立候由、

右之通、野村彦右衛門様具ニ被仰聞候事、

十

明和五年戊子九月相改追加写之、

覚

一二重質取遣候者は、過料、

一 地頭方追放ニ相成候処、於及強訴は、遠島、

十一

御仕置之部

(マ、ヤ)
一 地頭え対し強訴、其上徒覚いたし逃散之百姓御仕置、

一 頭取 死罪、

一名主 重キ
追放、

一 組頭 田畑取上
所払、

一 惣百姓 村方ニ応
過料、

但、地頭申付非分有之は、其品ニ応一等も二等(も)輕

く可相伺、未進無之は、重き咎ニ不及、

一 密通致候男女 死罪、

但、実之夫ヲ殺候様ニ勸メ候か、又は手伝致於殺は、

獄門、

一 密通致、実之夫を殺候者、引廻之上磔、

一 密通致、実之夫疵付候者、同獄門、

一 主人之女房ニ密通之手伝いたし候者、死罪、

一 去状不取、他所え嫁入候女、髪を切、親元え相返、但、

取持者は、過料、

一 離別状無之女、他え縁付、親元、過料、但、取持候男も、過料、

一 主人之娘と密通致候者、中ノ追放、但、娘は手錠(鎖)にて親元え返す、

一 主人之娘え密通手引致候もの、所払、

一 夫無之女ト密通致、誘引出候もの、女は為相返、男は手鎖、

一 下男女之密通は、主人え引渡、

一 隠鉄炮所持致候者、遠島、但、江戸拾里四方并御留場之内、右之外関八州、中之追放、関八州之外は、所払、

一 隠鉄炮打候もの、右同断、

一 隠鉄炮所持之村方、江戸十里四方并御留場之内、重キ過料、

一 他所方參、打候村方名主組頭、(重キ過料)、并右之外関八州、急度呵、

一 隠鉄炮所持候者五人組、過料、

一 隠鉄炮打候村方、同所持致候村方、惣百姓、御留場之内、壹ケ年為過怠鳥番、

一 隠鉄炮打捕候者、御褒美銀貳拾枚、

一同訴人、同断(マ)拾五枚、

一人ヲ殺、盜致候者、引廻之上獄門、

一盜人、刃物にて人ニ疵付候ハ、盜物返候とも右同断、

一盜ニ入、刃物にて無之、何ニても疵付候者は、死罪、

一盜可致と徒党致候て、人之家え押入候者、獄門、

一同類死罪、

一家内え忍入并土蔵破壊候類、金高雜物不依多少、同断、

但、忍入候共、巧ニ無之、其品軽く候ハ、入墨之上

敲、

一盜人之手引致候者は、死罪、

一片輪もの之所持之品ヲ盜候者、右同断、

一追剝 獄門、

一追落 死罪、

一手元有之品、不斗盜取類、

但、金拾兩以上、雜物代金積拾兩以上、死罪、

金拾兩以下、雜物代金積拾兩以下は、入墨敲、

一輕き盜致候者、同断(敬)、

一途中にて小盜いたし候もの、敲、

一湯屋え參、衣類着替候者、同断、

一輕盜人之宿、同断、

一橋鉄物亦是武士屋鋪鉄ものほくし候者、重き敲、

此三ヶ条は、品ニ方臨時可致詮議事、

一隱物(陰)乍存又買并買候者、入墨敲、但、年来此事致候

ハ、死罪、

一盜物と不存、出訴(所)も不糺質ニ置(遣)候者、過料、

都て盜物之品は、被盜候ものへ相返シ、金子遣捨候

ハ、質屋(ママ)為損失へし、

右は盜物取戻候共、無差別、

人殺之事

一主殺 二日肆シ引廻シ磔、

一主人ニ為手負候者、肆シ同断、

但、切懸打懸候者、

古主ニても無差別、死罪同断、

一古主殺 肆シ引廻シ磔、

一主人之親類殺 獄門、

同為手負候者 死罪、

但、当座之儀ニ候ハ、遠島、其品ニより(重キ)追

放、

- 一 親殺 (引廻之上磔、
- 一同為手負候者并打擲、同断、
- 一切懸打懸候者、死罪、
- 一 伯父伯母兄殺候者、獄門、
- 但、為手負候者、死罪、
- 一 師匠を殺 磔、
- 但、為手負候者、死罪、
- 一人殺 下手人、
- 但、差函致為殺候者、同断、
- 指函請、人ヲ殺候者、遠島、
- 一 大勢ニテ殺候ハ、初発ニ打候者、下手人、手伝候者、
- 遠島、手伝不致候共、荷担致候者、中追放、
- 一 相手不法之儀致懸候て、無抛人殺、遠島、
- 一 辻切 引廻死罪、
- 一 渡舟乗沈、溺死有之、其舟之水主、遠島、
- 一 車を引懸ケ、人ヲ殺候時、死罪、
- 但、殺候方を引候者、同断、
- 主人ニ不当候方ヲ引候者ハ、遠島、
- 一同怪我為致候者、同断、
- 但、不当方ヲ引候者、中追放、
- 一 牛馬引懸、人ヲ殺候者、死罪、
- 但、怪我為致候ハ、中追放、
- 一口論之上、人ニ疵付、離ニ致候ハ、同断、
- 但、渡世難成程之支離ニ候ハ、遠島、
- 一 離別之妻疵付、入墨之上遠国非人手下ニ申付、
- 一人を殺候とて申掛候者、重キ追放、
- 但、深き巧事有之候ハ、遠島、重キハ死罪、
- 一 弓鉄炮ヲ放、あやまちにて人を殺候ハ、吟味之上あや
- まちに無紛、怪我人親類相尋候上、遠島、
- 但、相果候者存命之内、相手御仕置御免之儀、願申置
- 候ハ、一等輕可申付、
- 一定矢場鉄炮場え不意ニ參掛り、矢玉ニ当候義、不及咎候
- 事、
- 一 子供不弁人ヲ殺候ハ、拾五歳迄親類え預、遠島、
- 一 子供心ニテ(不弁)火附候も、同断、
- 但、盜致候義、大人方一等輕可申付、
- 元文二年巳二月御触之由、

一明和四亥十一月

松平右京大夫様より大御目付中様へ、被成御渡候御触有之、

御家老中より被相渡候御書付写、左に記入、

御領分村々えも相触候、

百姓共大勢子供有之候得共、^(は)出生之子を産所にて直に殺

候国柄有之由相聞、不仁之至に候、以来右躰之儀無之

様、村役人は勿論、百姓共も相互に心ヲ附可申候、常

陸・下総辺にては、別て右之取沙汰有之趣、若外より於相

顕には、可為曲事者也、

十月

右之通、可被相触候、

十三

明和六巳二月被 仰出之、

巳正月九日、御廻状にて相廻候松平右近将監様より相渡候

御書付写

上方筋百姓共、強訴等致相集候趣に相聞候間、可成たけ

に取鎮、其上にも難取鎮様子に候ハ、召捕可申候、御

領分限にて難行届義も可有之候間、御領私領共ニ申合、

御領他領之者にて、最寄次第人数差出シ召捕、其上御

代官又ハ領主地頭へ引渡候様可致候、乍然、飛道具等用

候儀は、可為無用候、

右之通可被相達候、

正月

十四

於大坂松平和泉守様被成御渡候御書付写

上方筋百姓共致強訴等、相集候趣相聞候間、可成たけ取

鎮、其上にも難取鎮様子に候ハ、召捕可申候、領分

限りにては難行届義も可有之候間、御領私領共ニ申合、

御領他領之者にて、最寄次第人数差出、召捕、其上に

て御代官亦是領主地頭へ致引渡、乍然、飛道具等用候儀

は、可為無用旨先達て於江戸御触有之候処、今以致騒動

候場所も有之趣に候間、難取鎮様子にも候ハ、飛道具

等用ひ候ても不苦候、

右之趣可相触旨、■衆より申来候、早々在所へ可申越候、

右之段当二月五日、大坂於大手御番所へ被 仰渡候、

十五

明和六巳年三月被 仰出之、松平右近将監様御渡

諸国百姓共、願之筋有之候ハ、名主村役人等ヲ以、定法之通可相願儀候処、大勢致徒党候段不届候、自今弥右之通相心得可申候、若心得違致徒党候ハ、可取上願たりとも、不及理非之沙汰無取上、其上急度仕置申付候、右之趣兼て御領料私領百姓ともえ御代官領主地頭より可相触候、

二月

右之通可被相触候、

十六

同年

遠国百姓共、願ヲ企、所々にて寄合、手段を企、廻状杯出し、外村之者共も趣意は不弁候て、不得止事罷出大勢集、村役人之居宅亦是遺恨ニ存候者共之家作并諸道具ヲ打損し、吟味も相成候上にて、数ヶ条之願申立候之類も有之候得共、

公儀ヲ憚、領主々 にて申宥、穩便ニ取鎮候儀を專要ニ致候故、百姓共かさつニ相成、及狼藉不法之儀共有之候、百姓を憐ミ候儀は勿論之事候得共、右躰徒党を結び強訴を企、及狼藉もの共を手弱ニ扱候ては、外場所にて

も見習候様可成行哉、以来御領所之百姓共騒立候ハ、最寄之領主よりも人数を出し、私領にて騒立候ハ、其領主亦是最寄之領主も人数を出し、手強打ちらし、手ニ当候者共は搦捕、願之趣は理非之不及沙汰取上不申、他所之引合有之ハ指出、一領限ニ候ハ、其領主にて遂吟味、仕置之儀可被相同候、万石已下之知行所、騒立候節も同様可被相心得候、以上、

二月

右之通万石以上之面々え可被相触候、万石以下にてても、知行所百姓騒立候ハ、右ニ准最寄之領主え早々掛合可取計旨、可被相触候、

十七

松平右近将監様被成御渡候御書付写

大御番頭衆

大目付え

定

何事によらず、よろしからざる事に、百姓大勢申合せしをととうと唱へ、徒党して強てねかひ事くハたつるおこうそといひ、或は申合、村方立退候をちやうさんと申、

前々より御法度に候条、右之類之儀これあらは、居村他
村ニかきらす、品々其筋之役所え申出へし、御褒美とし
て、

徒党之訴人 銀百枚

強訴之訴人 同 断

てうさん之訴人 同 断

右之通被下、其品ニより帯刀苗字も 御免あるへき間、

たとへ一旦同類ニなるとも、発言致候もの名前申出るニ

おゐては、其科をゆるされ、御褒美被下へし、

一 右類訴人致者もなく、村々騒立候節、村内之者を差おさ

へ、徒党ニ加ハらす、一人も指出さるる村方有之ハ、村

役人ニても百姓ニても、重モに取しつめ候者は、御褒美

銀被下、帯刀苗字御免、差つゝきしつめ候ものとももこ

れあらハ、それく御ほうひを被下者也、

明和七年四月

奉行

右之通、御料は御代官、私領は領主地頭ニ村々え相触、

高札認、相建可申候、以上、

四月

十八

安永末年、左之通被 仰出候、

一年貢米(壳)払候約諾ニて前金ヲ請取、右米(穀)江戸廻ニ

致、金主えは不相渡、外々え壳払、金主致難儀候由之風

聞有之、取沙汰而已ニは可有之候得共、万一人之為ニ

心得違、右躰之取計致、及露頭候得は、掛り之家来御仕

置相成、家老其外重立候家来(は)勿論、主人迄も不念難

遁候条、其家々ニおゐて懸り之家来え堅申付置、右躰不

束之儀無之様可致候、

二月廿七日

右之通相触候間、可被得其意候、

十九

寛文七年未閏三月町離彈左衛門と座頭出入ニ付、

一頼朝公之時、於鎌倉御定法之御朱印以裁仕候処之一卷差

出、

髮結 牢番 配当 陰陽師 猿棗 塗師

瓦師 辻盲 猿引 鋳物師 石切 放下師

笠縫 辻商人 鉢叩 青屋壺立 弓張師

土器師 渡守 山守 筆師 墨師 関守

金堀 獅子師 簀作 傾城 傀儡師

二十八番

右之外之者数多雖有之、此等皆町離之可為下、猶又船大工・棒削盜賊、町離之下として可用之也、湯屋・風呂屋・傾城屋・人形廻之旅傀儡師可為下、杵作・鼓細工膠ヲ類之者は、二十八品之可為下、

一鎌倉住人藤原朝臣矢野氏彈左衛門頼兼

一右之通頼朝公之御時、彈之上字を被下置之、御朱印此度出候ニ付、任旧例、右之通相定之候、

二十

又式書ニ有之を写

覚

一質地証文ニ、年季明不請戻候ハ、可致流地之由文言有之分、年季明早速訴出候も、流地之旨申聞、請戻シ之儀申間敷候、但、至期月前広ニ訴出候ハ、取立可申候、

一右流地証文之直小作滞、訴出候節ハ、地面金主え流地ニ為相渡、小作滞於棄捐ニ可申付、但、別小作滞は、通例之ことく日限可申付、

一質地証文ニ名所又は名主加判等無之候ても、享保十四西

年以前之分ハ、借金ニ准シ元金小作共ニ平日切ニ申付候間、別小作滞も是又借金ニ准シ候旨、小作人え可申付候、但、高利ニ当り候ハ、直小作別小作共ニ壹割半之利足ニ直シ濟方可申付候、

一名田小作は、無判之帳面ニ記有之候ても、唯今迄濟方申付候得共、証文亦は帳面ニ印形無之は、地主不念ニ候間、向後取上申間敷、

一帳面え附置候借金、印形無之候ハ、日寄附込帳ニ書入有之候共、取上申間敷候、

一質地借金売掛等、証文不埒ニて無取上類又は享保十四西年以前之分も、近年之貸金之様ニ申出、裏判附候類有之、右訴出候節、証文帳面等指出させ相改、吟味可被成、尤御初判可出候、唯今迄も右之格ニ候得共、相談之上、弥右之通一座申合候、以上、

元文三年午二月廿五日

二十一

一奉行所之申付也と偽申ニおゐてハ、其品輕きは、過料、一手負人を不訴出五人組は、過料、名主は戸々、

一主人之女房臥居候処ニ忍び入、又ハ艶書を遣すにおゐて

ハ、死罪之古例、

一夫有之所、外之者と夫婦ニ成ニおゐてハ、死罪、夫有之
を、男ハ不存といへとも、追放之古例、

座候、併品ニ寄、穢多之身分ニて不都合之儀於有之ハ、
平人ト科重ク取扱候事も御座候、

二十二

御問合申覚

一御役所ニて穢多御吟味筋有之候節、御尋等は、場所平人
同様ニ御取計御座候哉、若穢多は御吟味場所等違候哉、
且又手錠(鎖)等被 仰付候節ヲも取計候、悲田院手下之者杯
取計候哉、又は穢多右様之節は、別段ニ取計候者御座候
哉、且御仕置等被 仰付候節も、別段之御取計方御座候
哉、彼是乍御面倒、委細に被 仰示可被下候、奉頼候、
以上、

四月晦日

右附札

穢多吟味筋之儀は、平人同様ニ御座候、公事出入等双方
穢多ニ候得は、奉行立合之場へは不罷出、役人遂吟味申
候、片方平人片方穢多之公事出入は、やはり奉行直ニ承
申候、其外手鎖咎ハ通例之通申付、穢多年寄ともえ預ケ
置候事ニ御座候、勿論重キ御仕置等、平人ニ違候儀無御